

みよし男女共同参画プラン



令和6年1月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画に関する国内外の動向	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 日本の動向	3
(3) 埼玉県動向	5
3. 計画の性格	6
4. 計画の期間	7
5. SDGsとの関連	8
第2章 三芳町の現状	9
1. 人口動態	9
(1) 人口と世帯数の推移	9
(2) 世帯構成	10
(3) 少子高齢化の進行	12
(4) 就業の状況	14
(5) 審議会や管理職における女性の割合	16
2. 男女共同参画に関する意識の状況	18
(1) 調査概要	18
(2) 住民意識調査	19
(3) 事業所アンケート調査	23
3. 前プランにおける主な取組と今後の課題	24
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 基本理念	28
2. 基本目標	29
3. 施策の体系	31
第4章 施策の内容	32
基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識づくり	32
基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり	38
基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり	44

第5章 プランの推進	52
1. プランの推進体制	52
(1) 三芳町男女共同参画等推進会議	52
(2) 男女共同参画庁内連絡会議	52
(3) 国・県等の行政機関との連携	52
2. プランの周知と進行管理	53
(1) プランの周知	53
(2) プランの進行管理	53

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

三芳町では、「三芳町女性行動計画－男女平等社会の確立を目指して－」を策定した平成4（1992）年以降、平成12（2000）年に「みよしまち女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」、平成19（2007）年に「みよし男女共同参画プラン（第2次三芳町男女共同参画基本計画）」、平成28（2016）年にDV防止基本計画を一体的に策定した「みよし男女共同参画プラン（第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本計画）」（以下、「前計画」という。）、平成30年（2018）年に三芳町女性活躍推進計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組を行ってきました。

しかしこの間、少子高齢化の進展や雇用形態の多様化など、社会経済環境は大きな変化を続け、それに合わせ人々の価値観や生活スタイルも大きく変化してきました。

家庭や職場、政治の場においては、依然として性別による固定的役割分担に基づく意識や慣行が根強く残っており、男女ともに家庭生活と仕事、地域活動を両立しやすい環境の整備や政策・方針決定過程への女性の参画促進など、多くの課題が残されています。

また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の増加・深刻化の懸念、雇用・所得への影響など、特に女性に対して大きな影響をもたらし、男女共同参画の重要性が一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、前計画の計画期間終了に伴い、これまでの取組を検証し、男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここに新たな「みよし男女共同参画プラン（第4次三芳町男女共同参画基本計画・第2次三芳町DV防止基本計画・第2次三芳町女性活躍推進計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

【プラン策定の経過】

策定年月	プラン名称
平成4年3月	三芳町女性行動計画－男女平等社会の確立を目指して－
平成12年3月	みよしまち女 ^{ひと} と男 ^{ひと} の共同参画プラン
平成19年3月	みよし男女共同参画プラン（第2次三芳町男女共同参画基本計画）
平成28年3月	みよし男女共同参画プラン（第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本計画）
平成30年3月	三芳町女性活躍推進計画

2. 男女共同参画に関する国内外の動向

(1) 国際的な動向

国際社会においては、国連を中心に、男女平等・男女共同参画の実現に向けた取組が進められてきました。国連では昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

【近年の動向】

◆SDGs による「ジェンダー平等」の推進

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。そのひとつのゴール 5 には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

◆世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数」の公表

令和 5（2023）年 6 月、世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が世界各国の男女平等の度合いを数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」を公表しました。

「経済」「教育」「健康」「政治」の 4 つの分野のデータからなる指数ですが、日本は国別のランキングで対象 146 カ国中 125 位と、前年の 116 位から 9 つランクを下げ、先進国の中で最低レベル、平成 18（2006）年の調査開始以来過去最低の結果となっています。

日本は、「教育」と「健康」の順位が高い一方で、「経済」及び「政治」における順位が低い評価とされています。

(2) 日本の動向

わが国では、昭和 50 (1975) 年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11 (1999) 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指してきました。

また、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定され、現在までに第 5 次の計画を策定しています。

「男女共同参画社会基本法」の施行に前後して「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)などの改正が行われました。

以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)など、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせた法整備や法改正を重ねています。

【近年の動向】

◆「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定

新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少やデジタル化への対応、女性への暴力根絶、女性の視点からの防災、ジェンダー平等など世界的な潮流などの社会情勢の変化や課題に対応するため、令和 2 (2020) 年に「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、「2020 年代の可能な限り早期に」指導的地位に女性が占める割合を 30%にするという目標が掲げられています。

◆男性の育児休業取得の促進に向けた「育児休業・介護休業法」の改正

男性の育児休業取得率は、令和 2 (2020) 年に初めて 1 割を超え 12.65%となり、令和 3 (2021) 年は 13.97%まで上昇しています。しかし、令和 7 (2025) 年までに 50%以上とする国の目標(こども未来戦略方針)とは開きがあります。

男性の育児休業取得を促進するため、「産後パパ育休(出生時育児休業)制度」の創設を含む、改正育児休業・介護休業法が令和 4 (2022) 年 10 月より施行されています。

◆男女の賃金格差の見える化に向けた「女性活躍推進法」の改正

令和 4 (2022) 年 7 月、女性活躍推進法が改正・施行され、従業員 301 人以上の大企業に対し、女性の活躍に関して公開すべき情報として「男女の賃金の差異」の把握・公表が義務化されました。

◆「LGBT理解増進法」の成立・施行

性的マイノリティに対する理解を広めるための「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が令和5（2023）年6月に国会で成立・施行されました。性的指向や性自認の多様性に関する施策の推進に向けて、基本理念を定めるもので、国・地方公共団体は理解増進施策の策定・実施に努めるものとされています。

◆「困難女性支援法」の成立

困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、2024（令和6）年4月より施行されます。対象は、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性とされています。国は法に基づき基本方針を作成し、都道府県は基本方針に則った都道府県基本計画の策定の義務づけ、市町村は市町村基本計画の策定が努力義務とされています。

(3) 埼玉県動向

埼玉県においては、全国に先駆けて平成12(2000)年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく初の基本計画として平成14(2002)年2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。以降、時代に応じた見直しを行いながら、令和4(2022)年3月に新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

【近年の動向】

◆「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が成立

令和2(2020)年に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」において、性的マイノリティに分類される方は約30人に1人(3.3%)という結果であり、そのうち、自死の可能性を考えたり、不快な冗談などのハラスメントを受けたり、いじめを受けた経験があると回答した方が一定数いることを受け、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が成立、令和4(2022)年7月より施行されています。

この条例では、自分が好きになる相手、性的な関心の対象となる性についての指向(性的指向)や、自分の性についての認識(性自認)が、地域、学校、職場などで尊重され、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。

◆「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定

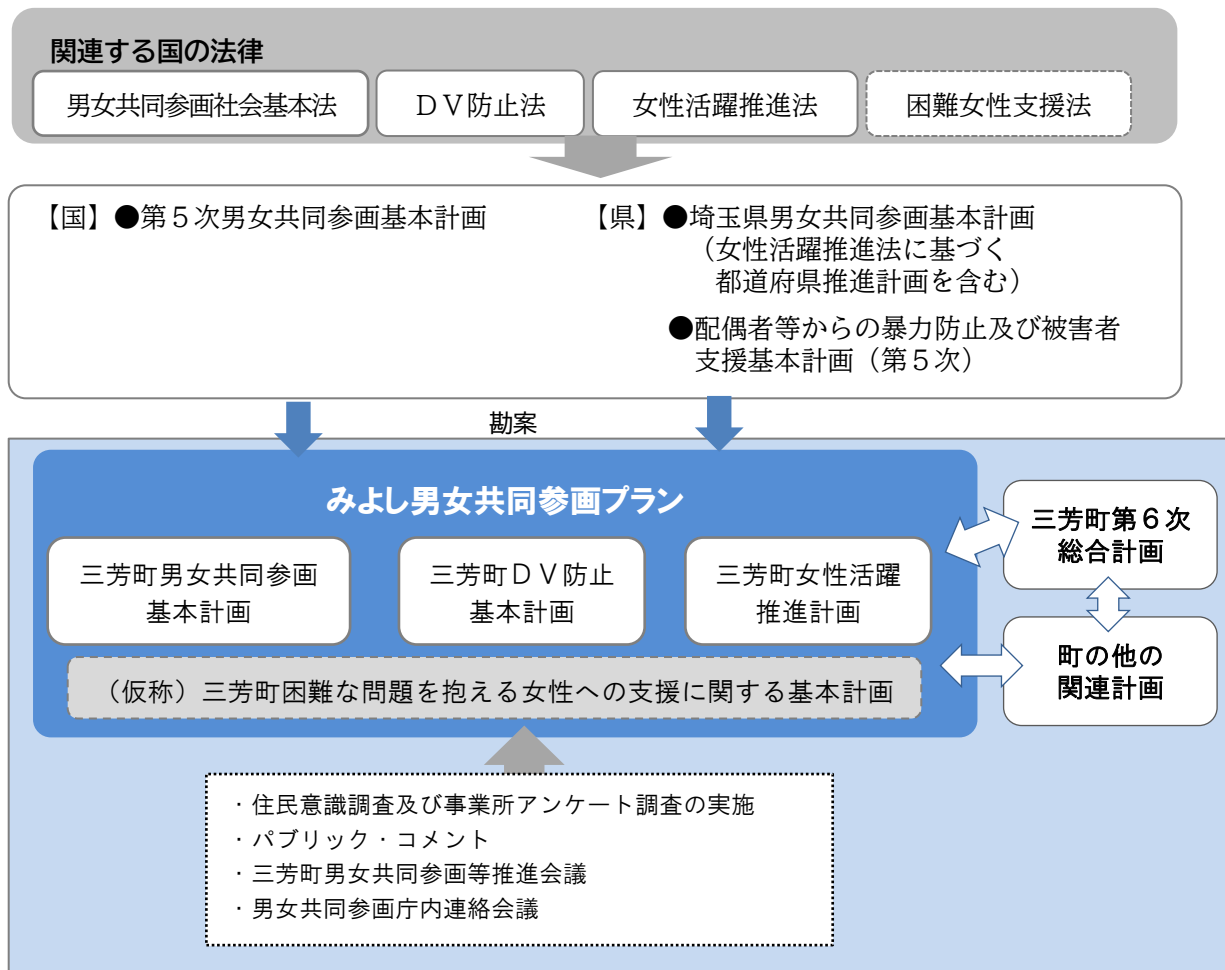
令和4(2022)年3月、「男女共同参画社会の実現～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～」を計画の目標に掲げ、計画を推進するために、男女の人権の尊重、多様性に富んだ活力ある社会の構築、ワーク・ライフ・バランスの推進、SDGsの実現の4つの基本的な視点を設定した「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

◆「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の策定

令和6(2024)年3月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」に基づく都道府県基本計画である「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」が策定されました。

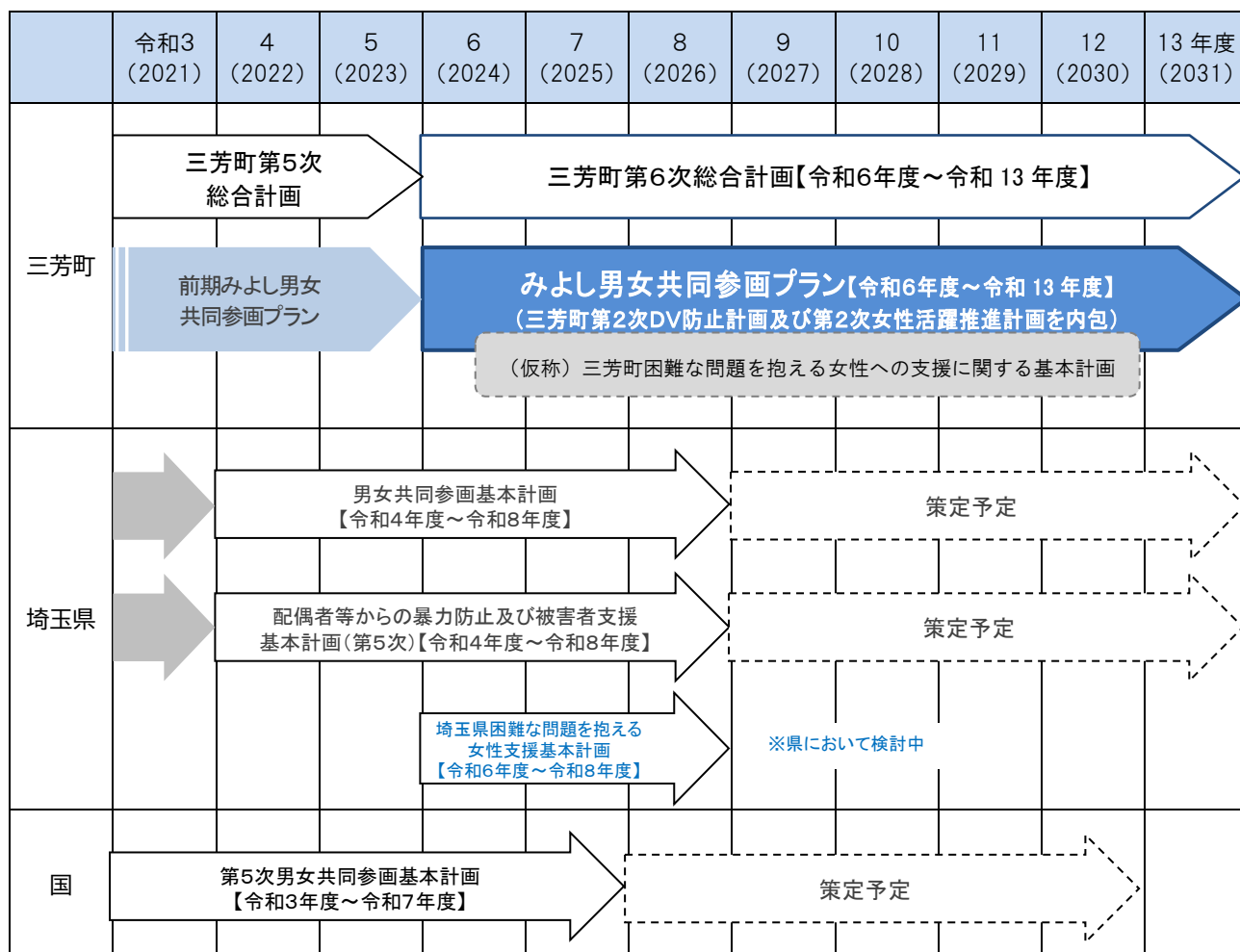
3. 計画の性格

- (1) 本プランは、三芳町における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な方向を明らかにしたものです。
- (2) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的なプランです。
- (3) 本プランは、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画計画」、「第6次三芳町総合計画」を踏まえるとともに、関連する町の個別計画との整合を図りながら策定します。
- (4) 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画ならびに「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (5) 本プランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、困難女性支援法）」の第8条第3項に基づく市町村計画として位置づけを予定します。同法は附則第1条で原則として令和6年4月に施行するとされており、厚生労働省が定める基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案して、市町村の困難な問題を抱える女性支援のための基本的な計画策定を求められていることから、今後策定される上位計画の内容に留意しながら柔軟に対応していきます。



4. 計画の期間

本プランの期間は、令和6（2024）年度から令和13（2031）年度までの8年間とし、最終年度は、三芳町第6次総合計画と合わせています。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。



5. SDGsとの関連

- SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略であり、平成27(2015)年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

- 目標（ゴール）5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げるなど、独立したゴールとしてもすべての女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会をつくることを目指しています。
- 三芳町では、町の象徴でもある“雑木林”をイメージした「みよしSDGsロゴマーク」を作成しています。また、三芳町総合計画において、町が実施していく取り組みとSDGsとのつながりを示しています。そのため、本プランにおいても、SDGsの視点を活かした男女共同参画・ジェンダー平等の取組を推進します。

SDGsのアイコンとみよしSDGsロゴマーク



第2章 三芳町の現状

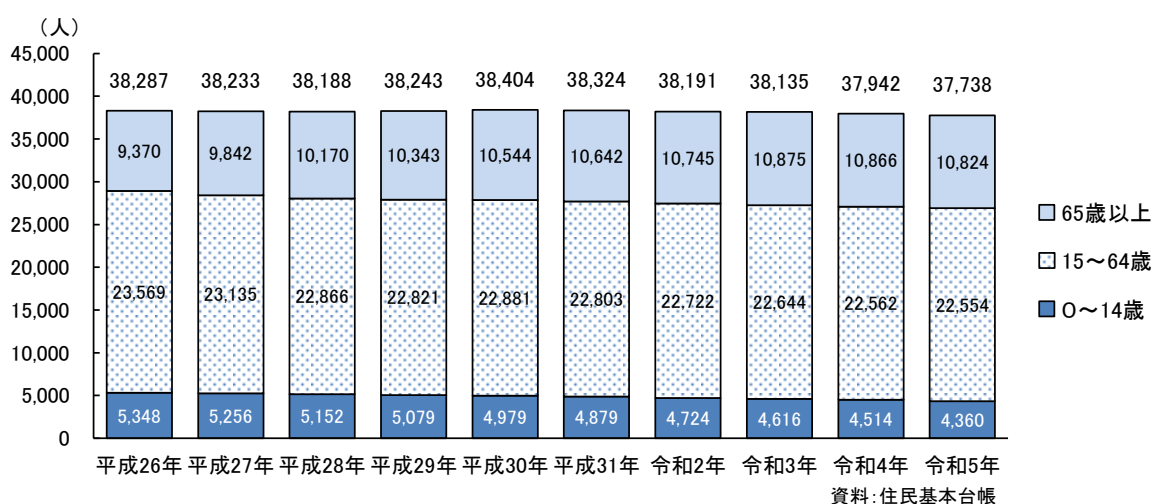
1. 人口動態

(1) 人口と世帯数の推移

住民基本台帳による三芳町の人口は、令和5年1月1日現在 37,738 人であり、平成30年の 38,404 人をピークに、以降減少傾向にあります。

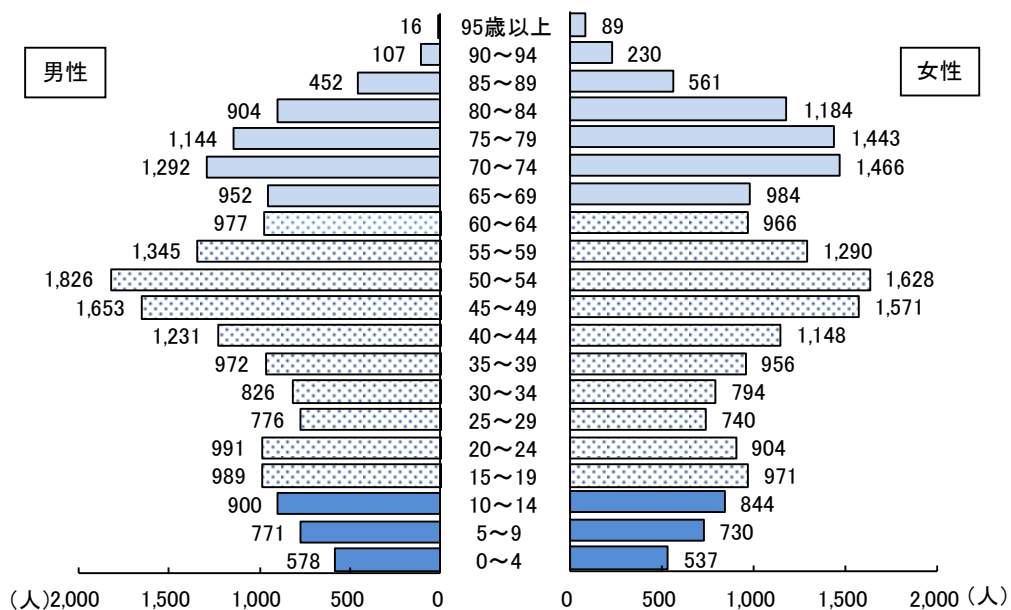
年齢3区分別人口については、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加・横ばい傾向となっています。

図表 2-1-1 総人口と年齢3区分別人口の推移(各年1月1日現在)



三芳町の年齢5歳階級別人口をみると、男女ともに45～54歳と70～74歳が多くなっています。また、70歳以上ではいずれの年齢階級も女性の人数が男性を上回ります。

図表 2-1-2 年齢5歳階級別人口(令和5年1月1日現在)



(2) 世帯構成

① 一般世帯の構成比

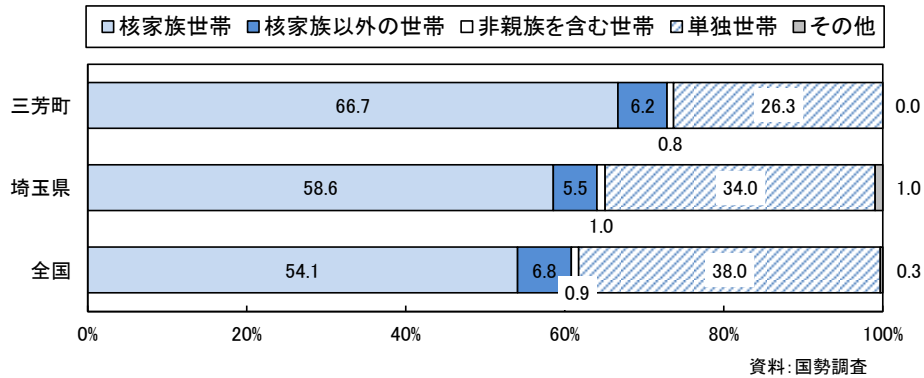
一般世帯を家族類型別にみると、三芳町では全国や埼玉県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

一般世帯の構成比を経年で比較すると、「核家族世帯」と「核家族以外の世帯」の比率は徐々に減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。

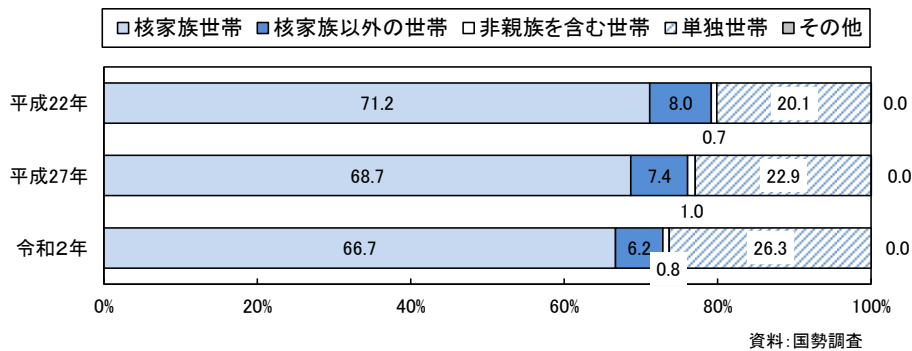
※一般世帯：国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しています。

「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯であり、「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などに入院している人、社会施設に入所している人、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯を指します。

図表 2-1-3 一般世帯の構成比(全国・埼玉県との比較 令和2年)



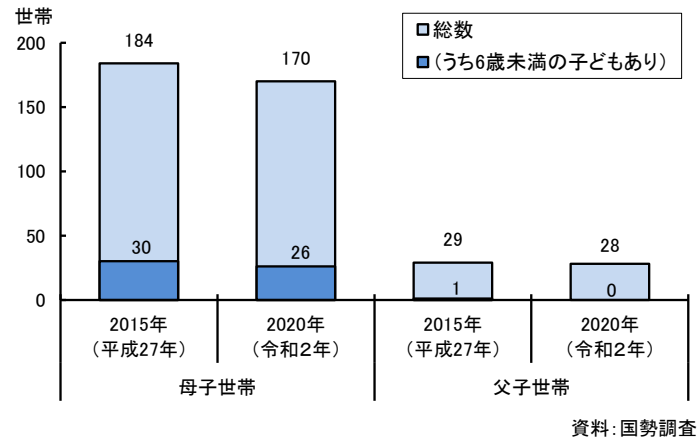
図表 2-1-4 一般世帯の構成比(経年比較)



② 母子世帯・父子世帯

母子世帯数は減少、父子世帯数は横ばい傾向にあります。母子世帯数は父子世帯数を大きく上回ります。また、6歳未満の子どもがいる世帯は圧倒的に母子世帯が多くなっています。

図表 2-1-5 母子世帯数・父子世帯数の推移



(3) 少子高齢化の進行

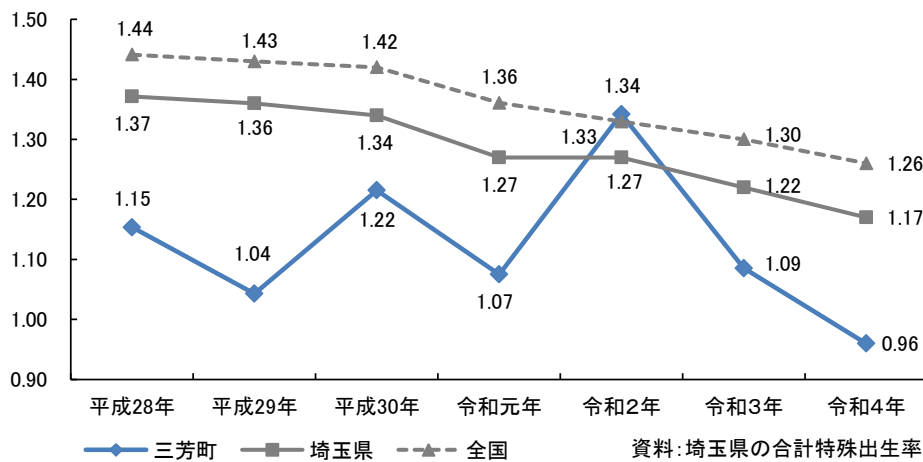
① 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率と出生数の推移をみると、三芳町は令和2年を除き、全国、埼玉県の値を下回って推移しています。

三芳町の令和4年合計特殊出生率は0.96、出生数が162人でした。

全国・埼玉県ともに合計特殊出生率と出生数ともに低下・減少し、少子化が進行しています。

図表 2-1-6 合計特殊出生率の推移



図表 2-1-7 出生数の推移

単位: 人

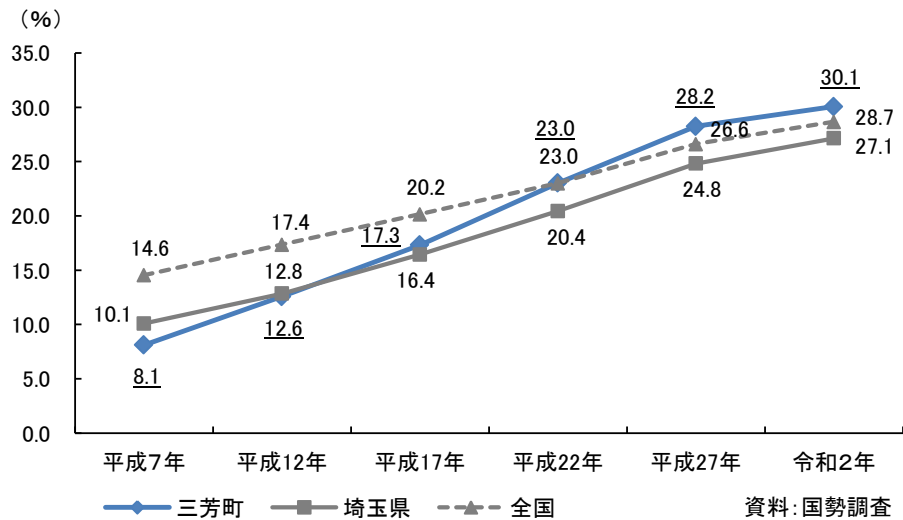
年	三芳町	埼玉県	全国
平成28年	223	54,447	976,978
平成29年	188	53,069	946,065
平成30年	223	51,241	918,400
令和元年	195	48,298	865,239
令和2年	215	47,328	840,835
令和3年	188	45,424	811,622
令和4年	162	43,451	770,759

② 高齢化率の推移

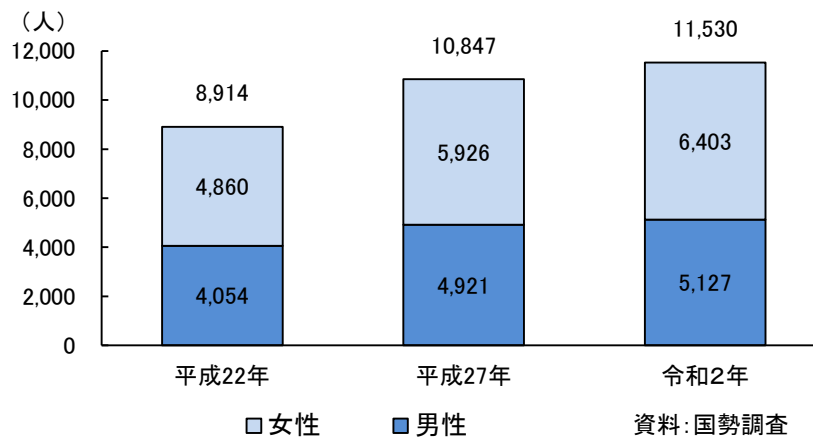
高齢化率の推移をみると、平成27年以降、全国、埼玉県を上回って推移しており、令和2年は30.1%となっています。

また、高齢者人口の推移をみると、増加を続けており、令和2年11,530人となっています。特に、女性の人数が多く男性を約1,300人上回ります。

図表 2-1-8 高齢化率の推移



図表 2-1-9 高齢者人口(性別)の推移



(4) 就業の状況

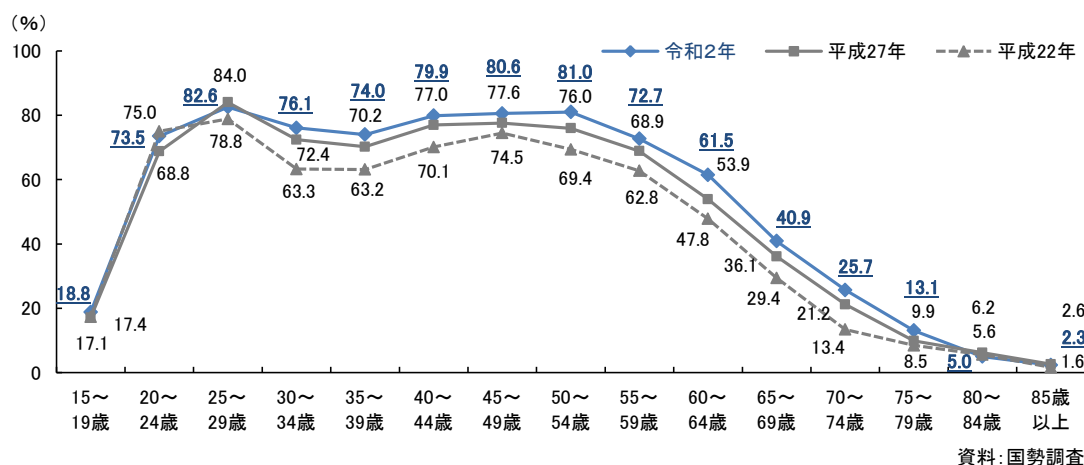
① 女性の労働力率

女性の労働力率を年齢階級別にみると、20歳代を除き、いずれの年齢階級でも労働力率が上昇しています。

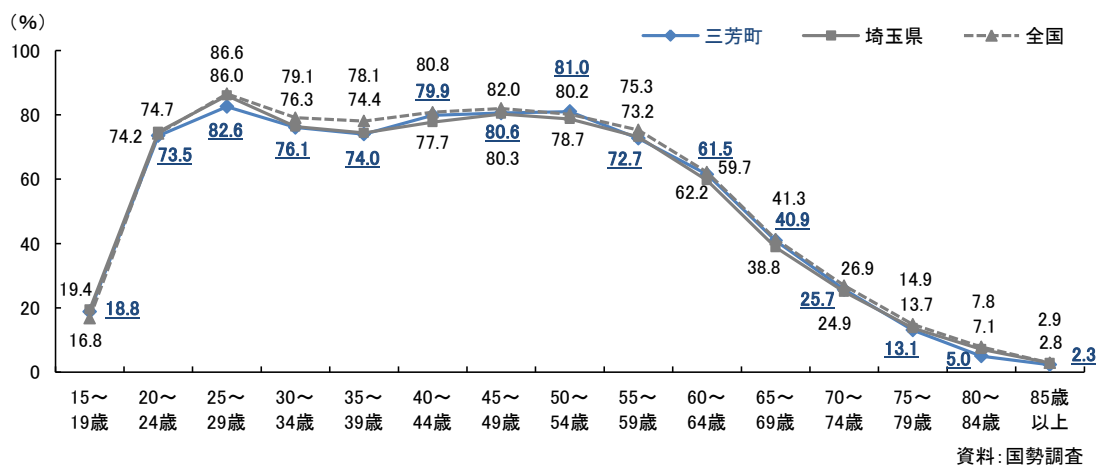
一般的に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、令和2年では、M字の谷が浅くなっていることがわかります。

三芳町では、20～30歳代で全国、埼玉県をわずかに下回りますが、概ね全国や埼玉県と同程度の労働力率となっています。

図表 2-1-10 女性の年齢階級別労働力率(経年比較)



図表 2-1-11 女性の年齢階級別労働力率(全国・埼玉県との比較 令和2年)

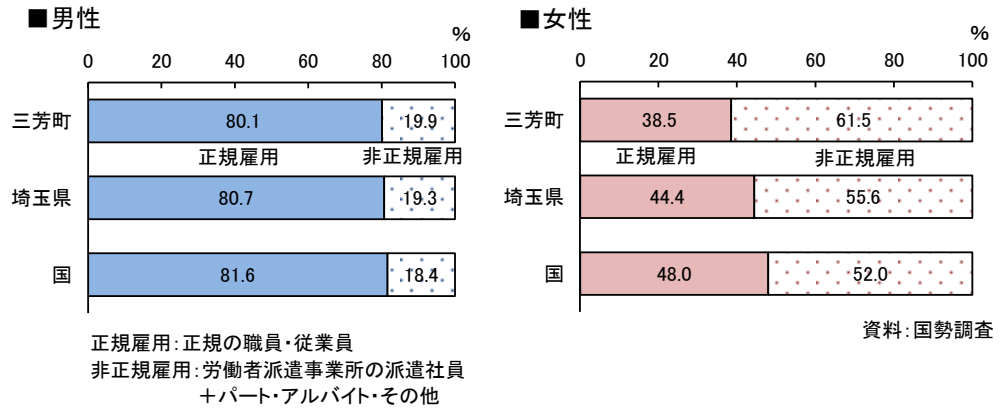


② 雇用形態

雇用形態を性別でみると、「正規雇用（正規の職員・従業員）」の割合は女性が38.5%であるのに対し、男性は80.1%と大きな差が見られます。

また、三芳町では全国や埼玉県よりも、女性の非正規雇用の割合が高くなっています。

図表 2-1-12 性別の雇用形態の内訳(全国・埼玉県との比較 令和2年)

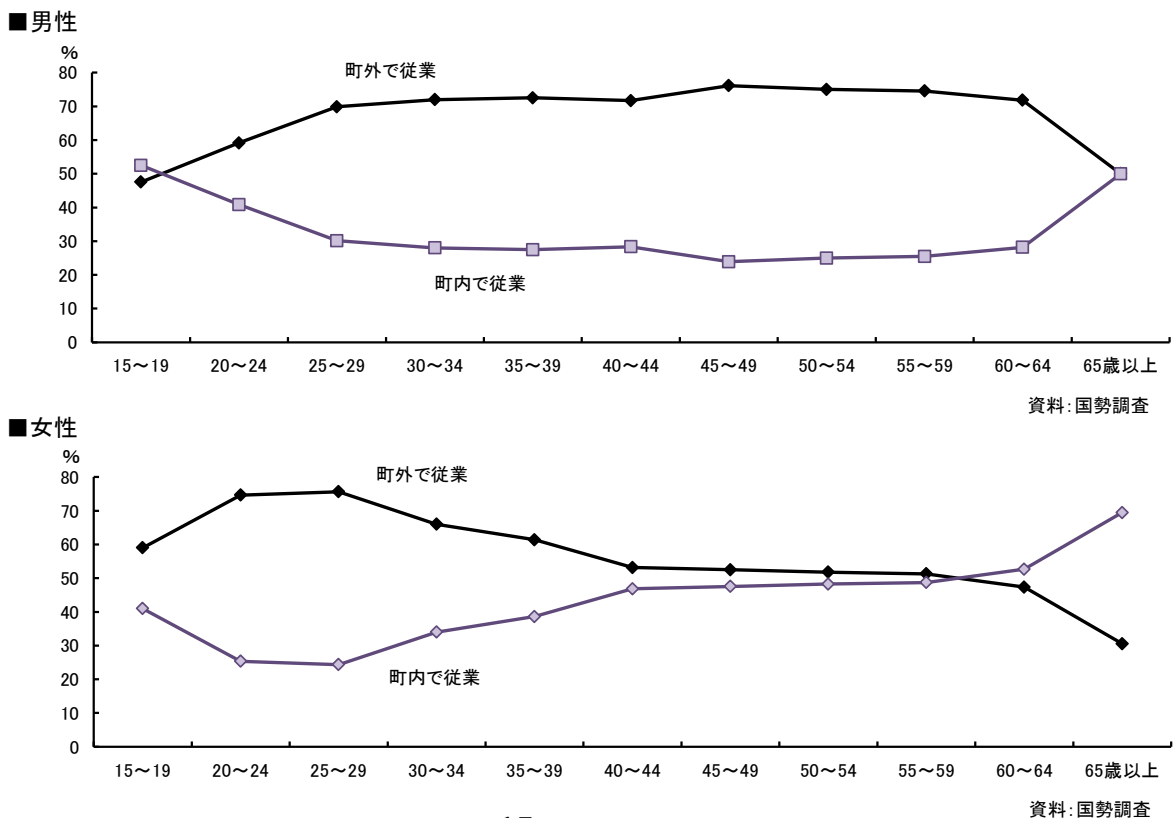


③ 町内・町外従業割合

三芳町に常住する就業者の年齢階級別町外・町内従業割合をみると、男性は25～64歳までの年齢階級で「町外で従業」の割合が7割程度と高くなっています。

女性では、15～39歳までは「町外で従業」の割合が高いものの、40～50歳代では「町外で従業」と「町内で従業」が同水準、65歳以上で「町内で従業」の割合が急激に高くなります。

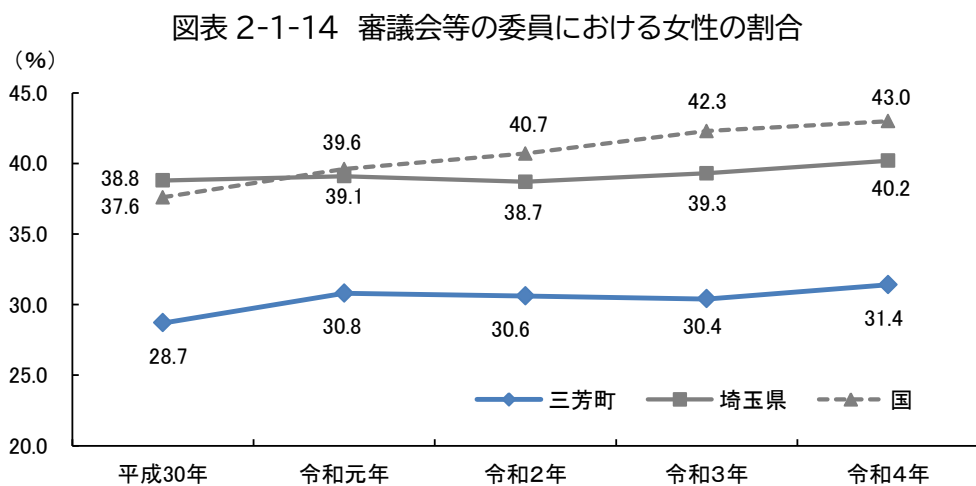
図表 2-1-13 三芳町に常住する就業者の年齢階級別町外・町内従業割合(令和2年)



(5) 審議会や管理職における女性の割合

① 審議会等における女性委員の割合

審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、令和元年以降は30%台で推移しています。



資料：国「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

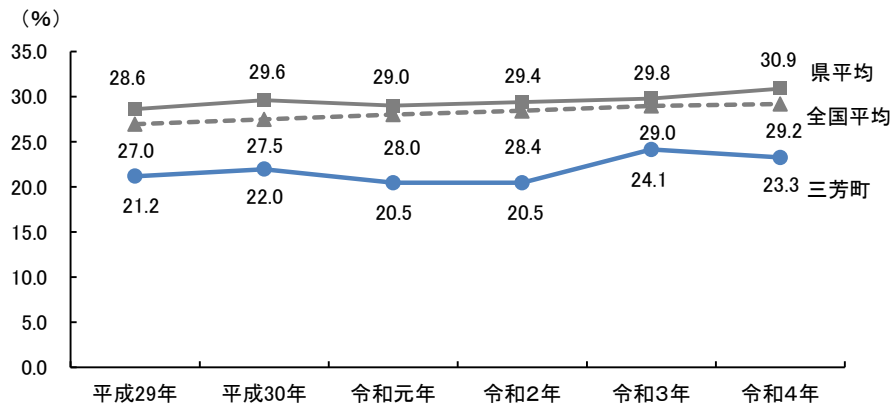
県・町「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

② 役場における女性管理職の登用状況

役場における女性管理職の登用状況をみると、主幹級（係長相当職）以上の役付職員では、一貫して全国平均・県平均を下回り推移しています。

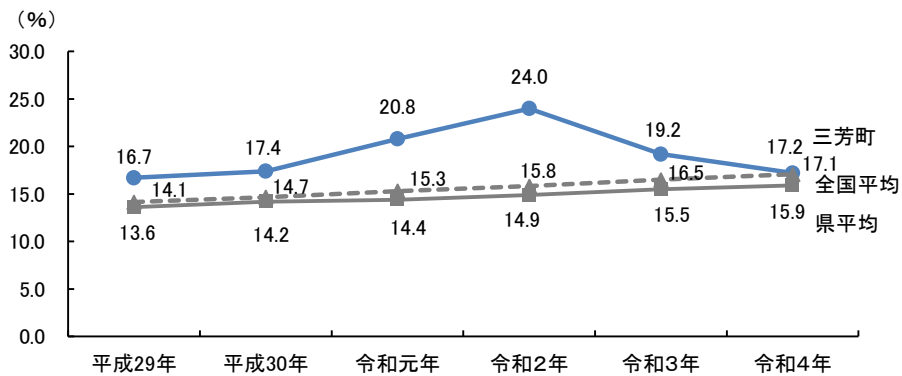
一方で、課長級以上の割合は、全国平均・県平均を上回り、令和2年までは増加傾向にありましたが、以降減少が見られ、令和4年17.2%と、概ね全国平均と同水準となっています。

図表 2-1-15 役場職員に占める女性管理職(主幹級以上の役付職員)の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

図表 2-1-16 役場職員に占める女性管理職(課長級以上)の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

2. 男女共同参画に関する意識の状況

(1) 調査概要

本計画の策定に向け、また、今後の男女共同参画に関する取組の重要な基礎資料とするため、令和4年9月～10月に住民及び事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。

① 調査の設計

項目	住民意識調査	事業所アンケート調査
① 調査地域	三芳町全域	
②調査対象	三芳町在住の18歳以上の住民	三芳町内事業所
③標本数	1,000人	200社
④抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	町内事業所より無作為抽出
⑤調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収
⑥調査期間	令和4年9月16日～10月7日	令和4年9月16日～10月7日
⑦有効回収数(率)	358(35.8%)	66(33.0%)

② 調査項目

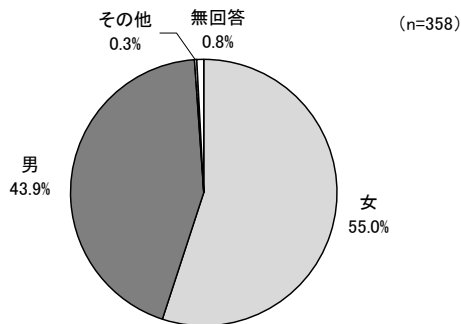
住民意識調査	事業所アンケート調査
<ul style="list-style-type: none"> ・あなたご自身について(回答者の属性) ・男女平等意識について ・家庭生活について(家事・子育て・介護) ・就業について ・人権の尊重について ・地域での社会参画について ・男女共同参画社会に向けた取組について 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の事業所の状況について ・女性の活躍推進について ・育児休業制度等について ・介護休業制度について ・ハラスメントに対する取組について ・ワーク・ライフ・バランスについて ・男女共同参画社会づくりについて

(2) 住民意識調査

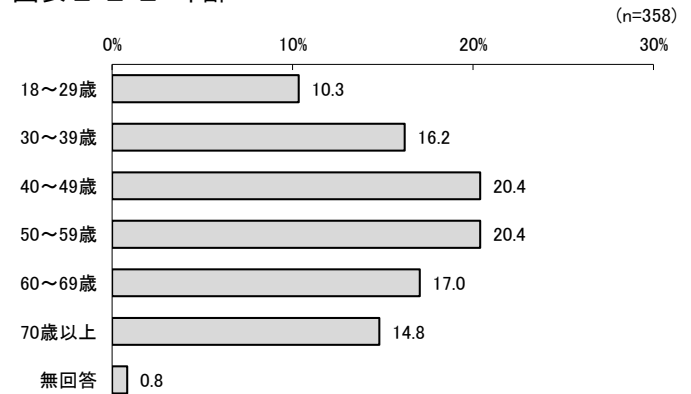
① 回答者の属性

- ◆回答者の性別は、男性が約4割、女性が5割台半ばです。
- ◆年代は、10・20歳代は約1割、30歳代と60～70歳台は1割台半ば、40～50歳代は約2割となっています。

図表 2-2-1 性別

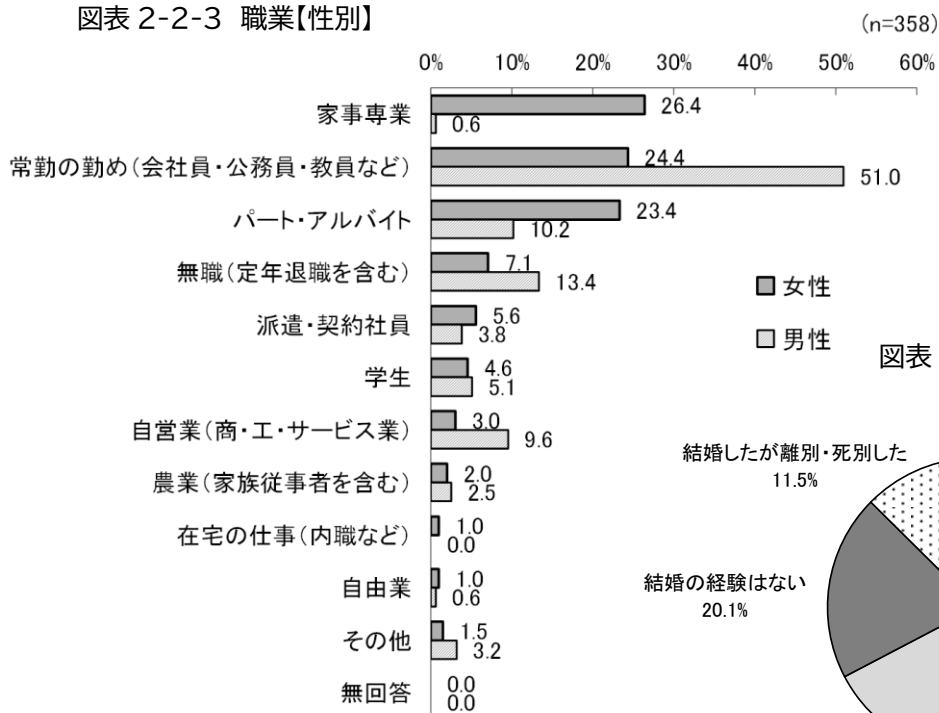


図表 2-2-2 年齢

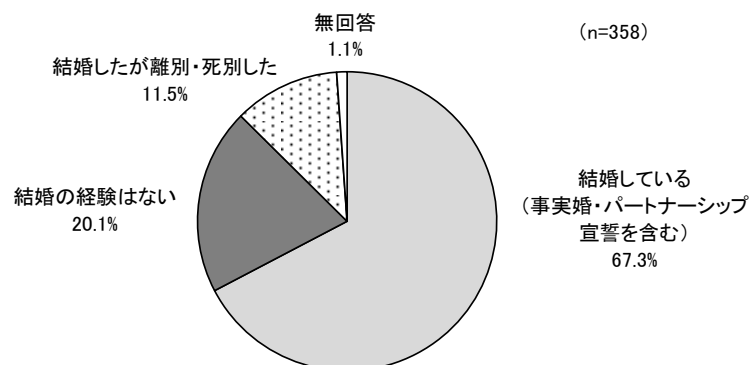


- ◆職業は、常勤の勤めが3割台半ば、パート・アルバイトと家事専業が1割台半ば、無職が約1割となっています。居住年数は、30年以上が3割台半ばとなっています。性別で見ると、女性はパート・アルバイト、家事専業、男性は、正規雇用、無職との回答が多くなっています。
- ◆婚姻状況については、7割弱が結婚していると回答しています。家族構成は、親と未婚の子どもが半数以上を占め、夫婦のみが約2割、ひとり暮らしは1割弱となっています。

図表 2-2-3 職業【性別】



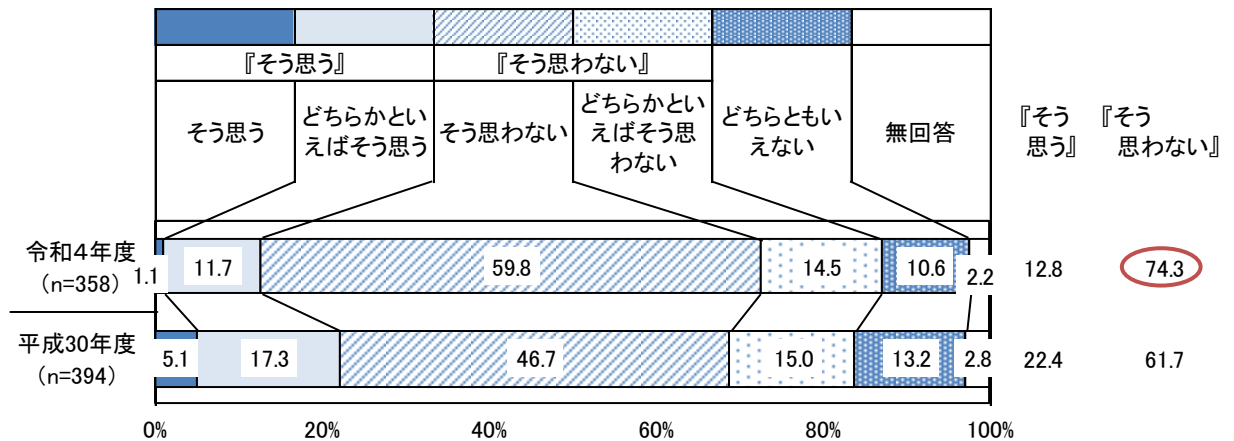
図表 2-2-4 婚姻状況



② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

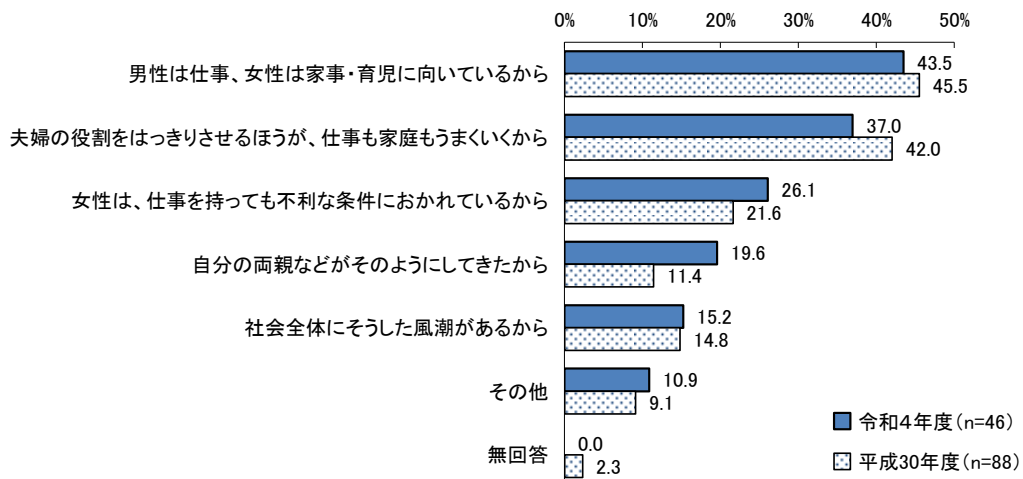
◆男は仕事、女は家庭という考え方について否定的な意見が全体で7割を超えており、特に女性や10・20歳代と40歳代でその傾向が強く見られます。

図表 2-2-5 「男は仕事、女は家庭」という考え方【経年比較】



◆男は仕事、女は家庭という考え方に肯定的な理由は、男性は仕事、女性は家事・育児に向いているとの回答が4割超、役割をはっきりさせる方が、仕事も家庭もうまくいくからの回答が3割後半となっています。

図表 2-2-6 「男は仕事、女は家庭」という考え方に肯定的な理由【経年比較】



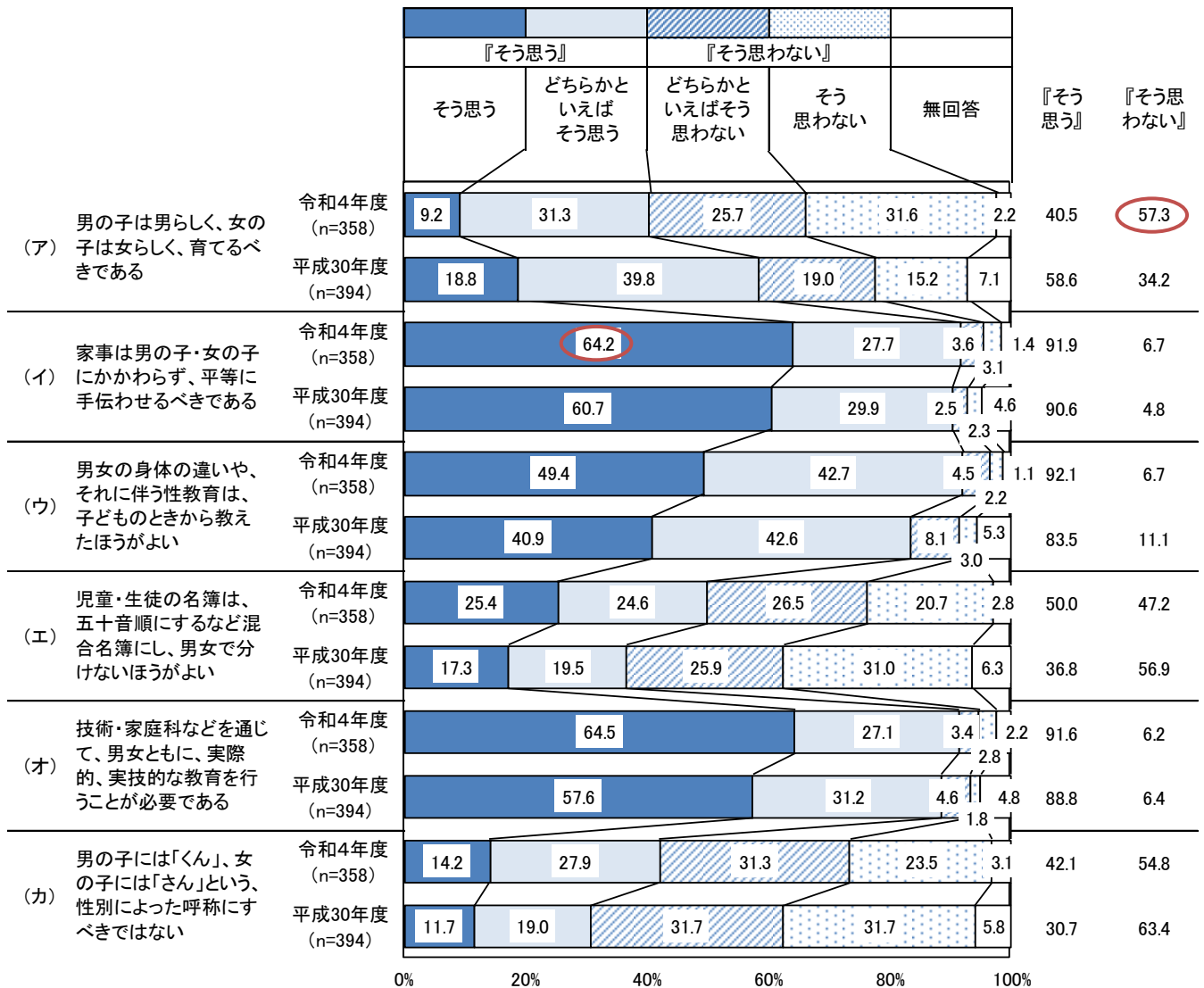
※ 「男は仕事、女は家庭」という考え方 ＝固定的な性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことで、職場においては「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例。

③ 子育てや教育に関する考え方について

- ◆子育てや教育に関して、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきである」は、『そう思わない』という否定的な意見が前回調査に比べ大きく増加しています。
- ◆性別に関わらず家事を手伝わせるべきとの回答と、性別に関わらず技術・家庭科の教育を行い、実際に役立つよう教育するべきとの回答がそれぞれ6割を超えています。

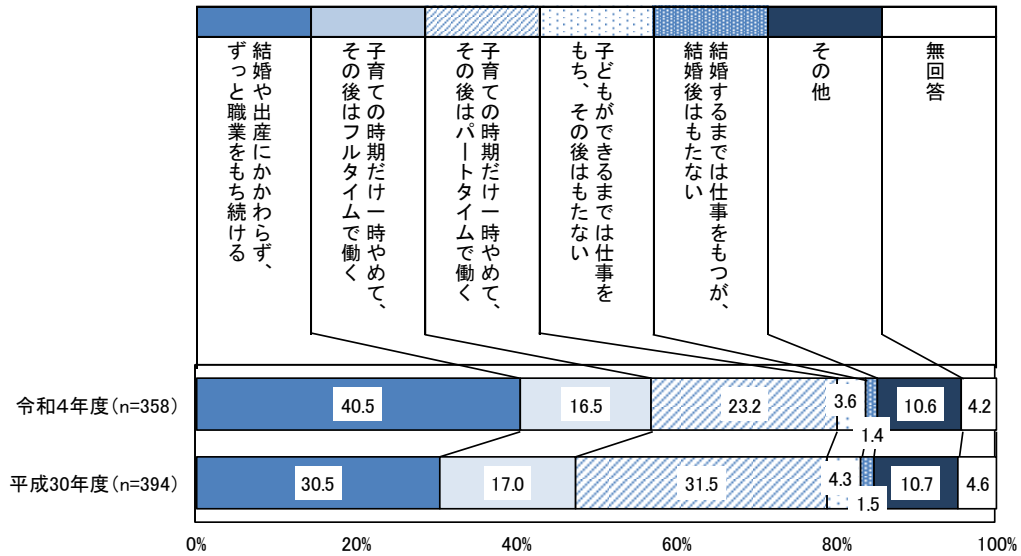
図表 2-2-7 子育てや教育に関する考え方【経年比較】



④ 女性の働き方や就労について

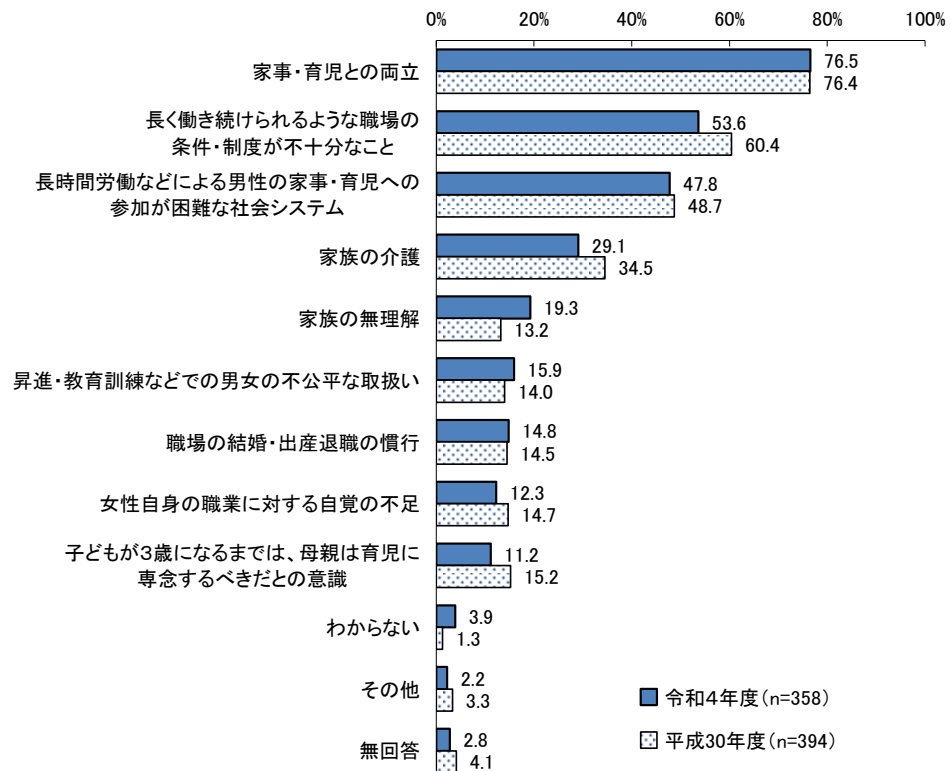
◆女性の働き方については、結婚や出産にかかわらずずっと仕事を続けるが約4割と、就労継続意向が前回調査よりも増加しています。次いで、子育ての時期だけ仕事を辞め、その後にパートタイムで働くが2割強となっています。

図表 2-2-8 女性の働き方について【経年比較】



◆女性が長く働き続けることを困難にしている理由は、家事・育児との両立が7割台半ば、職場の条件や制度が不十分の回答が5割強となっています。

図表 2-2-9 女性が長く働き続けることを困難にしている理由【経年比較】

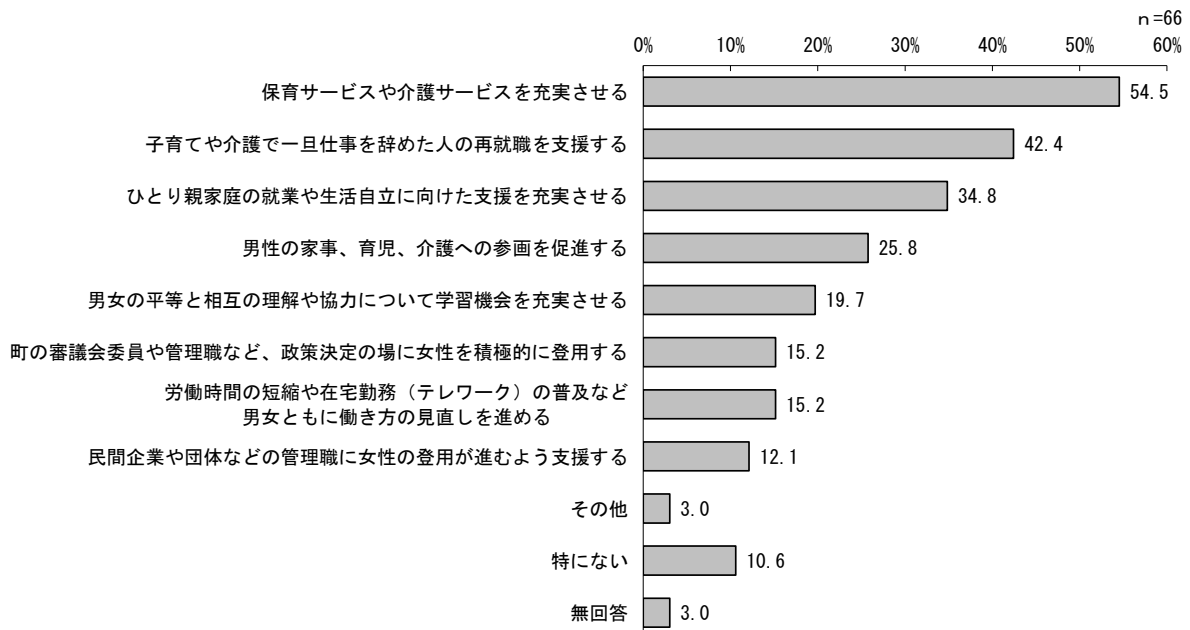


(3) 事業所アンケート調査

① 三芳町に期待する取組

○三芳町が今後力をいれていくべきことについては、保育・介護サービスの充実が5割台、子育てや介護で仕事を辞めた人の再就職支援が約4割、ひとり親家庭への支援が3割台半ばとなっています。

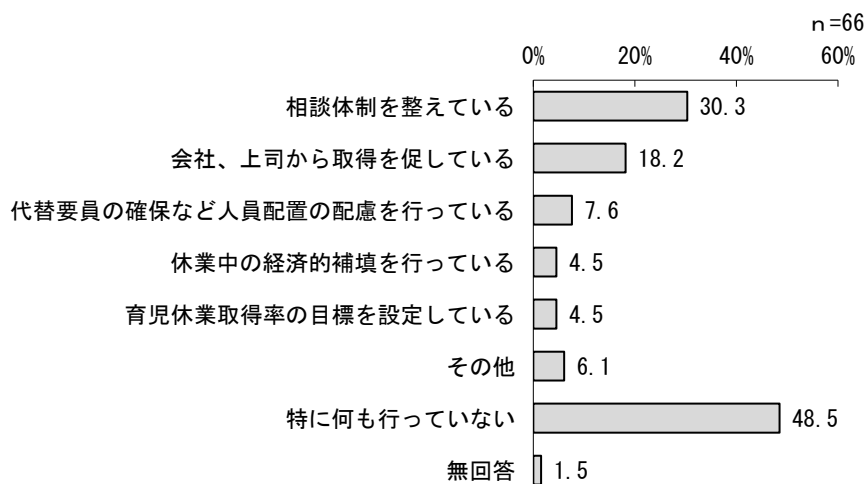
図表 2-2-10 町が今後力を入れていくべきこと



② 男性従業員の育児休業取得について

○男性の育児休業取得促進のための方策としては、相談体制を整えているが約3割、会社や上司から取得を促しているは2割弱となっています。一方で、特に何も行ってないとの回答も約半数を占めています。

図表 2-2-11 男性従業員の育児休業取得促進のための方策



3. 前プランにおける主な取組と今後の課題

基本目標Ⅰ 誰もが共に参加できるまちづくり

【主要課題1 地域における男女共同参画の推進】

- 各課の実施する各種講演会や講座において、一時保育や手話通訳等の実施により誰でも気兼ねなく、あらゆる立場の人が参画・参加できる配慮を行いました。
- 各課で協働している各種団体に対し、性別や年代に関わらず参加しやすい環境づくりや情報提供などを行いました。
- 男女という2つの性別に限らずLGBTQ+等のより幅広い話題について協議できるように、令和2年4月より三芳町男女共同参画等推進会議に会議の名称を変更しました。男女共同参画週間におけるパネル展の企画・運営等の事業を町と推進会議の協働で実施しました。
- 令和3年度に三芳町パートナーシップ宣誓制度を開始し、令和4年度には性の多様性に関する情報発信や啓発活動を行いました。
- 多文化共生の観点から、NPO等の民間団体と連携し、在住外国人に対する生活相談支援を行いました。
- 地域連携避難訓練において、女性消防団員も参画した訓練を町全体で実施しました。
- 町の災害対策に住民の意見を反映させる地域防災検討委員として、女性消防団員を任命し、女性の参画を図っています。
- 避難所運営については、性別の違いやプライバシーに配慮し、避難所のゾーニング等の検討を行いました。

【主要課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進】

- 各課が所管する審議会において、女性委員の登用を促進し、町全体では令和3年度と令和4年度は女性委員比率30%を達成しています。
- 町職員における女性管理職割合については、目標の30%を達成していません。

今後の取組の方向性や課題

- 所管する関係団体への男女共同参画の視点からの情報提供の強化や内容の見直し
- 三芳町パートナーシップ宣誓制度の一層の周知と性の多様性に関する正しい理解に向けた情報提供
- 女性消防団員の活動への理解と活性化の支援と各指定避難所における男女共同参画の視点に立った運営訓練の実施
- 全庁的な取組による町の審議会等委員への女性登用の一層の促進
- 町職員における女性管理職割合の目標の達成に向けた取組の強化

基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり

【主要課題1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進】

- 町内事業所における男女共同参画に関する取組状況について実態を把握し、施策の推進する上での基礎資料とすることを目的に、事業所アンケート調査を実施しました。
- 男女共同参画の視点に立った職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスに関する国の取組等について町ホームページへの掲載やリーフレットの配布等により情報提供を行いました。
- 女性の就労・再就職支援を目的として、県と共催で在宅ワークに関するセミナーを実施しました。
- 医療的ケア児の受入体制の構築、待機児童解消に向けた既存幼稚園の幼保連携型こども園への移行、第3子の保育料無償化等、保育施策や子育て支援サービスの充実を図りました。
- オンラインを活用しながら父親を対象とした調理実習や父と子で参加する子育て講座の開催等、父親が積極的に家事・育児等に参加できる啓発活動を推進しました。

【主要課題2 生涯を通じた健康支援】

- 性の重要性について正しい理解を深めるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて町ホームページにて啓発を行っています。
- 介護予防への男性の参加を促進するため周知や情報提供の方法を工夫し、男性参加者の割合は、令和2年度15%から令和4年度26%まで向上しました。
- 町独自で乳がん検診の無料クーポンを発行し、女性特有の疾病を早期に発見するための各種検診の受診率向上に努めています。
- 特定健康診査とがん検診のお知らせを同封して発送することで、わかりやすい健康(検)診の実施に努めています。
- 子どもの預かりを実施する「ママのための健康診断」については、感染予防の観点から一時中断をしています。

【主要課題3 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進】

- DVの防止と根絶に向けて、男女共同参画情報誌まなざしの誌面にて相談先等の情報提供を行いました。
- デートDVの防止と根絶に向けて、二十歳のつどい(旧成人式)等の際に参加者に対して、情報提供を行いました。
- いじめ・暴力・差別を許さない力を身に付けるため「人権感覚育成プログラム」等の体験型の学習を取り入れています。

- 庁内における関係各課と連携を図るため、DV対策庁内連絡会議を開催しました。会議の際には女性相談の相談員を講師に招き、最近の相談の傾向や、対応に関する研修も行い、職員の対応力向上を図っています。
- DV被害者の安全を確保するために、支援対象者の情報管理を徹底するため、関係職員との正確な情報の共有を図っています。
- 女性相談について広報にて毎号掲載の他、男女共同参画情報誌「まなざし」にて年一回周知を図っています。

今後の取組の方向性や課題

- 事業所に対するワーク・ライフ・バランスに関する情報提供方法の検討
- 県や商工会、労働関係機関等と連携した積極的な意識啓発と情報提供の推進
- 第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画に基づく、保育施策及び子育て支援サービスのさらなる充実
- 感染予防対策と両立した女性特有の疾病の早期発見に向けた健（検）診のあり方の検討
- DV被害者が相談しやすい体制づくりや職員の資質向上に向けた取組、庁内各課及び関係機関との連携強化と自立に向けた支援

基本目標Ⅲ 男女平等の意識づくり

【主要課題1 性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革】

- 男女共同参画等推進会議との協働により、毎年度「ヒューマンフェスタ（共に生きる女と男のセミナー）」を開催するとともに、男女共同参画の啓発や情報提供のため、情報誌まなざしを発行しました。
- 年1回図書館内に特別コーナーを設置し、男女共同参画の所管課と協力しながら、関連する書籍や資料の充実に努めています。
- 庁内各課において、性別による役割分担を行うことなく、個人が活躍できる環境を整えながら、各担当業務を推進しています。
- 三芳町在住の18歳以上の住民1,000人を対象に男女共同参画に関する意識や実態の把握を行い、施策の推進する上での基礎資料とすることを目的に、住民意識調査を実施しました。

【主要課題2 男女平等教育の推進】

- 児童生徒の発達や人間関係の把握を行いながら、個に応じた指導方法の工夫や改善に努めています。
- 学校や保育所などで男女平等教育を推進するため、県の開催する人権保育研修や広域で行われる人権教育研修に教職員・保育士等が参加しています。
- 家庭教育学級や家庭教育講演会、親の学習等の催しを、保護者が参加しやすい日程で調整を行っています。講義内容についても、男女平等や、多様な家族のあり方等についての内容を盛り込むことで、男女共同参画の浸透を図っています。
- With You さいたまで実施される各講演会や研修について、庁舎内男女共同参画コーナーや総務課窓口等で情報提供を行いました。

今後の取組の方向性や課題

- 男女共同参画等推進会議と協働した、住民の多様なあり方に即した企画や運営の推進
- コミュニティスクール等の機能の充実により、男女平等教育の趣旨やねらいについて家庭や地域が一丸となった取組の推進
- 高齢大学をはじめとする生涯学習講座への男女共同参画の視点の効果的な組入れの検討

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

男女共同参画社会とは、誰もが互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

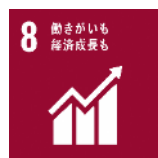
この男女共同参画社会を実現するためには、住民をはじめ、事業者、町民団体など、様々な主体の連携と協力が欠かせません。また、家族をはじめ、自らを取り巻く周囲の人を思いやり、相手の立場に立ち、理解し合うことが重要です。

三芳町では「みんなたいせつ みんなしあわせ みんなでつくる みよしまち」を基本理念に掲げ、全ての人の人権が尊重され、人権を侵害するあらゆる暴力を根絶し、家庭・職場・地域など様々な分野において、誰もが自分らしく活躍できるジェンダー平等・男女共同参画社会の実現を目指します。

**みんなたいせつ みんなしあわせ みんなでつくる
みよしまち**

また、持続可能な開発目標<SDGs>では、17ある^{ゴール}目標のうち「5.ジェンダー平等を実現しよう」が男女共同参画社会の実現に関連する^{ゴール}目標となっています。

そのほか、「8.働きがいも経済成長も」「10.人や国の不平等をなくそう」「16.平和と公正をすべての人に」についても本プランに関わりの深い^{ゴール}目標となっています。



2. 基本目標

本プランでは、男女共同参画社会の実現を目指し、基本理念を達成するため、次の3つの基本目標に基づいて施策を展開します。

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識づくり

性別にかかわらず、すべての人がともにお互いを認め合い、尊重し合う意識を持つとともに、性別による役割分担意識や無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、多様な世代や立場の人に対し、男女共同参画についての理解や認識が深まるよう、意識づくりを推進します。

また、令和3年4月より開始した「三芳町パートナーシップ宣誓制度」の周知を図るとともに、性の多様性に関する正しい理解に向けた情報発信を行います。

人権尊重を基本に、児童生徒一人ひとりの個性や能力を尊重した教育の推進、家庭や地域における学習機会の充実に努めます。

【主要課題】

- 1 性別による固定的役割分担意識の解消や性の多様性への理解の促進
- 2 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育の推進

基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり

三芳町女性活躍推進計画

急速な少子高齢化や人口減少が進む中で、今後も豊かで活力ある持続可能な社会を維持するためには、性別や年齢を問わず子育てや介護をしながら働き続けられる環境づくりが必要です。

また、国は指導的地位に女性が占める割合を3割にすることを目標に掲げていますが、多様な視点を行政運営や経営に活かすためにも、政策・方針決定過程の場への女性の参画を促進することが重要となっています。

働く場においては、住民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現や男女ともに働きやすい環境の整備に向けて、多様な働き方やハラスメントの防止等について町内事業所に向けた情報提供と啓発に努めます。

【主要課題】

- 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
- 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり

(仮称) 三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

男女共同参画社会の実現は、すべての人が安心して暮らせる社会の実現につながります。女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。また、近年では、男性に対する性暴力・性被害についても大きな問題となっています。

あらゆる暴力の根絶に向けては、DVや暴力に関する正しい知識の普及に努めるとともに、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、適切な支援につながるができるよう、相談体制の充実や安全の確保に取り組みます。

また、ひとり親家庭や生活に困窮した人、外国籍住民、高齢や障害などにより生活上の困難を抱える方を支援し、すべての人が生涯にわたり健康で、安全安心に暮らせるまちづくりを推進します。

【主要課題】

- 1 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
- 2 安全安心な地域づくりの推進
- 3 誰もが安心して健康に暮らせる支援体制の推進

三芳町 DV 防止基本計画

3. 施策の体系

基本目標		主要課題	主要施策
I ジェンダー平等の実現に向けた意識づくり	1	性別による固定的役割分担意識の解消や性の多様性への理解の促進	① ジェンダー平等・男女共同参画意識の普及啓発
	2	人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育の推進	① 学校や家庭、地域における男女平等教育の推進
II 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり 三芳町女性活躍推進計画	1	政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	① まちづくりや地域活動における女性の参画促進
			② 庁内における女性職員の参画推進
	2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	① 誰もが働きやすい環境づくりの促進 ② 仕事と家庭生活の両立支援
III 安全安心に暮らせるまちづくり (仮称)三芳町困難な問題を抱える女性支援基本計画	1	配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進 三芳町DV防止基本計画	① あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり
			② DV被害者の保護と自立に向けた支援
	2	安全安心な地域づくりの推進	① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯のまちづくり
3	誰もが安心して健康に暮らせる支援体制の推進	① すべての人が安心して暮らし続けるための支援	
		② 生涯を通じた健康への支援	

第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識づくり

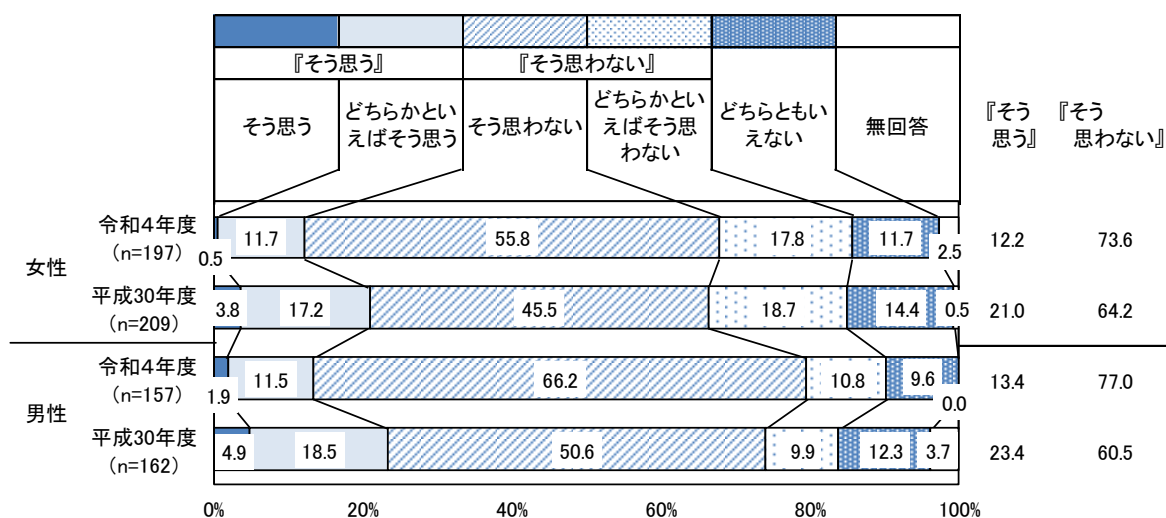
主要課題1 性別による固定的役割分担意識の解消や性の多様性への理解の促進

【現状と課題】

- ◆ 住民意識調査（令和4年度）では、「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別役割分担意識）について、否定的な意見が全体で7割を超えています。前回調査（平成30年度）と性別の回答を比較すると、否定的な意見は男性で女性を上回る値となっているなど、男性においても意識の是正が進みつつあることがうかがえます。

また、男女共同参画に関する用語等の認知度について「内容を知っている」との回答は、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法律や「LGBTQ+、セクシュアルマイノリティ」「ジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)」などの用語で4割を超えています。一方で、町の取組については、いずれも1割を下回ります。

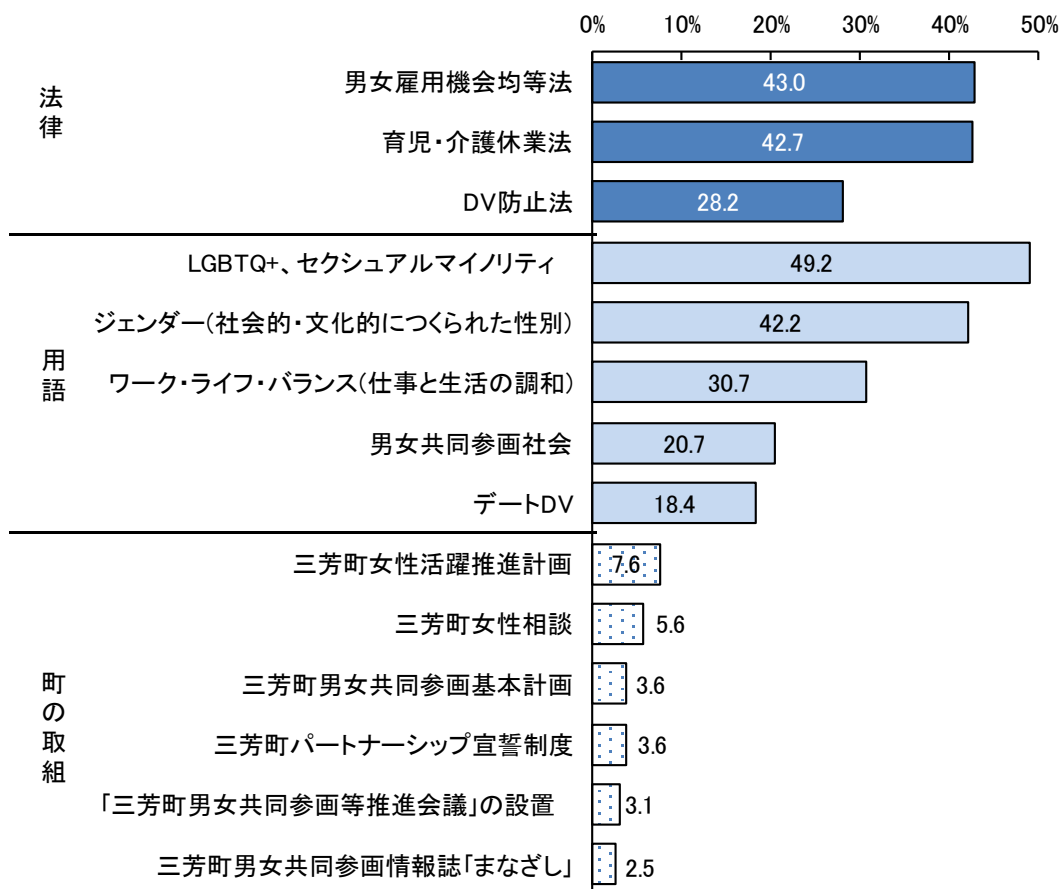
図表 4-1-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について【性別／経年比較】



- ◆ 町と男女共同参画等推進会議との協働により推進されてきたプランや各種の事業について、住民への周知が思うように進んでいない状況がうかがえることから、時代に合った効果的な手法により、広報・情報発信を強化する必要があります。

※本章における資料の出典は特別な記載がない場合、令和4年度実施の住民意識調査によるものです。

図表 4-1-2 男女共同参画に関する用語等の認知度(「内容を知っている」割合)



- ◆ 三芳町では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指し、令和3年4月より「三芳町パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。
しかし住民意識調査によると、同制度の「内容を知っている」と回答した方の割合はわずかに3.6%であるなど、制度の周知が課題となっています。
併せて、性の多様性に関する正しい理解を深めるための情報発信が必要です。
- ◆ 性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、支え合う「男女共同参画社会」と「ジェンダー平等」の実現に向け、住民一人ひとりの理解や認識が深まるよう、様々な場面や世代を対象とした意識づくりを推進します。

■主要施策① ジェンダー平等・男女共同参画意識の普及啓発

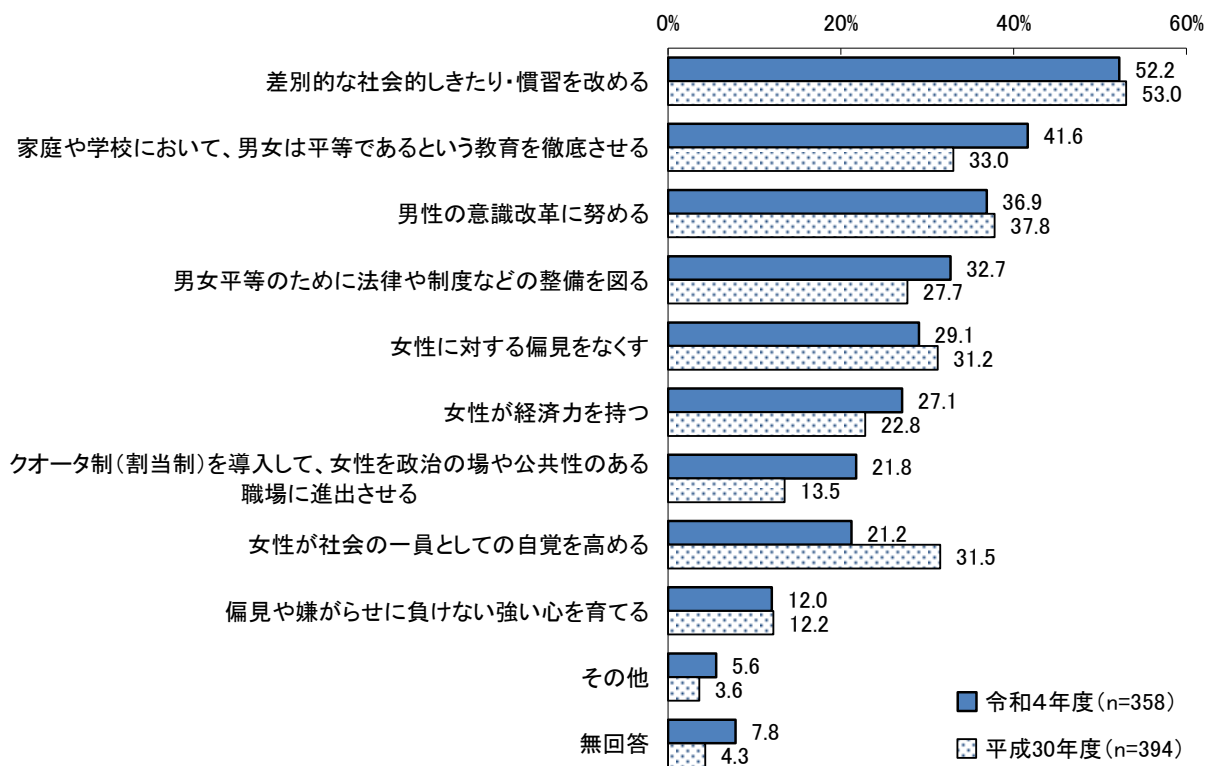
取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
1	三芳町男女共同参画等推進会議との協働による男女共同参画への理解を深めるための意識啓発や情報発信	<p>三芳町男女共同参画等推進会議との協働により、三芳町における男女共同参画に関する理解を深めるための啓発や情報発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ヒューマンフェスタ（共に生きる女と男のセミナー）」の開催（年1回） ●男女共同参画週間におけるパネル展の企画・運営 ●男女共同参画情報誌「まなざし」の発行（年1回） 	総務課 社会教育課
2	多様なメディアを活用した男女共同参画に関する情報発信	<p>多様なメディアを活用して、ジェンダー平等、男女共同参画への理解を深めるために役立つ様々な情報を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広報や町ホームページを通じた情報発信（随時） ●男女共同参画図書の収集と特集コーナーの設置（随時） ●男女共同参画啓発資料の作成及び配布（随時） 	総務課 図書館
3	三芳町パートナーシップ宣誓制度の周知と性の多様性に関する理解の促進	<p>双方または一方が性的マイノリティであるカップルが生活する上での負担を軽減し、生活の安心につながることを目指し制定した「三芳町パートナーシップ宣誓制度」について、必要とする人が利用できるよう、制度の周知を徹底します。また、性の多様性（LGBTQ+、SOGI等）に関する正しい理解に向けた情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「三芳町パートナーシップ宣誓制度」の運用と周知 ●性的マイノリティへの理解を深める情報発信 	総務課

主要課題2 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

- ◆ 将来における男女共同参画を進め、性別に関わらず、個性や能力を発揮できる社会を実現するためには、次代を担う子どもたちの、幼少期から適切な人権意識やジェンダー平等の意識を育むため、発達段階に応じた教育、学習が重要です。
- ◆ 住民意識調査では、「男の子は男らしく、女の子は女らしく、育てるべきである」という考え方について、前回調査（平成30年度）と比較すると、全体では否定的な意見が20ポイント以上増加しています。
また、男女共同参画社会の実現に向けて必要なこととして、「差別的な社会的しきたり・慣習を改める」52.2%に次いで「家庭や学校において、男女は平等であるという教育を徹底させる」が41.6%と多くあげられており、前回調査と比較しても、その割合が大きく増加しています。
- ◆ 学校や保育所等、家庭においては、指導する立場にある教職員や保育士、保護者に対して性別役割分担意識の是正やジェンダー平等の意識を高める取組を進めることも大切です。
- ◆ 家庭、職場、学校・保育、地域など様々な場面において、男女共同参画の視点に基づいた教育や学習を推進するとともに、生涯にわたって男女共同参画に関する学習の機会の提供を推進します。

図表 4-1-3 男女共同参画の実現に向けて必要なこと【経年比較】



■主要施策① 学校や家庭、地域における男女平等教育の推進

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
4	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	<p>児童生徒が、性別にとらわれず、お互いの個性や人権を尊重する考え方を身につけることができるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。</p> <p>また、子どもたちの発達段階に合わせた性教育を行うとともに、学校や家庭・地域が連携して生命を大切にす教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●性別にとられない進路指導・キャリア教育の充実（中学生社会体験チャレンジ事業での職場体験） ●性の多様性をはじめとした人権教育の充実 ●LGBTQ+の児童生徒に対する配慮と支援 ●学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育の実施 	学校教育課 教育センター
5	教職員・保育士等の男女平等意識の向上	<p>教職員・保育士等の男女平等に関する意識の高揚と指導力の向上を図り、学校教育の場や保育所で実践していくために、男女平等教育や人権教育の研修等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教職員に対する研修会の実施 ●保育士に対する研修会の実施（年1回） ●民間保育施設・幼稚園等への啓発（随時） 	学校教育課 こども支援課 保育所 総務課
6	保護者への啓発・情報発信	<p>児童や生徒にとって最も身近な存在である保護者を対象に、家庭での男女共同参画について啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童版プランの配布 ●家庭教育学級（年1回以上） ●親の学習講座（年1回以上） ●家庭教育宣言の普及啓発 	総務課 社会教育課
7	男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	<p>子どもから大人まで、性別にとらわれず心豊かで生きがいのある人生が送れるよう、男女共同参画に触れるきっかけとなるような学習機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子ども大学や高齢大学における学習内容の検討 ●With You さいたま等で開催される学習会、講演会等の情報提供(随時) 	総務課 公民館
8	誰もが学習に参加しやすくなるための配慮や支援	<p>庁内各課で開催する対象者の設定がない講座や講演会等において、年齢や性別、子どもや障がいの有無に関わらず、誰もが参加できるように配慮や支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講演会や講座等の各種事業の開催に際しての配慮（随時） 	関係各課

〈推進指標〉

指標	町の現状値 (令和4年度)	町の目標 (令和13年度)
固定的な性別役割分担意識に否定的な意見をもつ人(「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計割合)の増加	74.3%	80%
三芳町パートナーシップ宣誓制度の認知度(「内容を知っている」人の割合)の向上	3.6%	10%
家庭教育学級の男性参加率の増加	4.3% (令和元年度)	10%

基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり

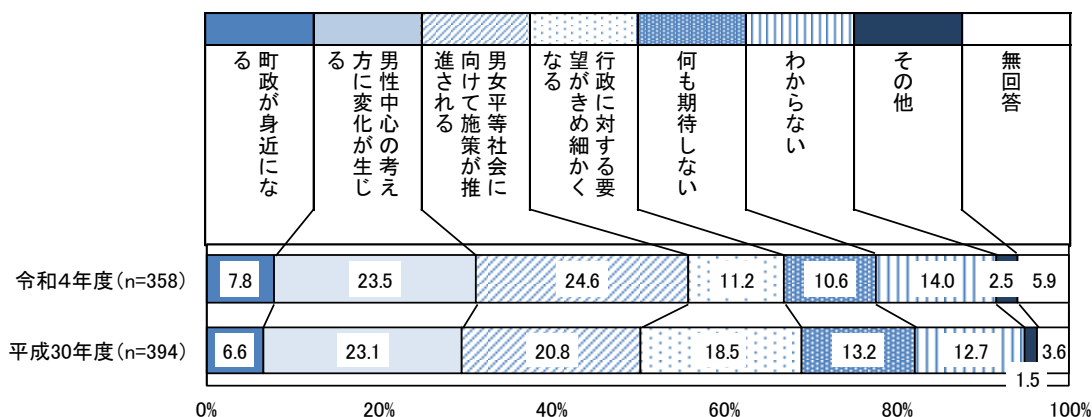
三芳町女性活躍推進計画

主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

【現状と課題】

- ◆ 国は平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、男女共同参画政策を推進してきましたが、現在においてもその目標は達成できておらず、特に政治・経済分野における取組の遅れが指摘されるなど、政策・方針決定過程における女性の参画は、今なお大きな課題となっています。
- ◆ 三芳町における各種審議会等の女性委員登用状況は、令和元年以降3割を超えており、令和4年31.4%となっています。前プラン策定時に目標とした女性委員比率30%は達成しているものの、今後も継続して審議会等への女性の参画を推進する必要があります。
- ◆ 区長（行政連絡区長）に占める女性の割合は、令和4年度においては14名中1名（7.1%）であり、前プラン策定時から変化が見られません。地域役員等の要職についても、その多くを男性が占める状況が続いています。
- ◆ 庁内における女性管理職の登用状況は、前プラン策定以降2割台前半で推移し、令和4年度23.3%（主幹級以上）であり、前プラン策定時に目標とした女性管理職登用の割合30%を達成していません。
- ◆ 住民意識調査においては、政策・方針決定の場への女性の参画により「男女平等社会に向けて施策が推進される」「男性中心の考え方に変化が生じることが期待されています」。

図表 4-2-1 政策・方針決定の場への女性の参画について【経年比較】



- ◆ 男女共同参画社会の実現と持続可能な地域の発展のためには、社会のあらゆる分野で男女が対等に参画し、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要となります。男女が対等かつ均等に幅広い分野で活躍することができるよう、引き続き政策・方針を決定する場への女性参画を一層促進します。また、町における女性管理職登用の促進に向けて、人材育成に努めるとともに、男女ともに働きやすい職場環境を推進します。

■主要施策① まちづくりや地域活動における女性の参画促進

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
9	審議会等への女性委員の登用促進	<p>審議会等への女性委員の登用を促進し、性別に偏りのない審議会・委員会等の運営を推進するとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。</p> <p>●各主管課に対する審議会等の女性委員登用についての調査及び登用促進の働きかけ</p> <p>●性別に偏りのない審議会運営の推進</p>	総務課 関係各課
10	地域活動における啓発の推進	<p>多様な年代の男女がともに参画し、多様な意見が地域活動に反映されるよう、自治会やボランティア等の女性参画促進を目指し、男女共同参画に関する啓発及び情報提供を行います。</p> <p>●各種団体に対する男女共同参画に関する啓発や情報発信（随時）</p> <p>●各種団体役員への女性登用の促進</p>	総務課 関係各課

■主要施策② 庁内における女性職員の参画推進

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
11	女性管理職登用のための意識啓発と人材育成	<p>各種セミナーや研修の機会を積極的に提供し、入庁後の早い段階から女性職員のキャリア育成に取り組みます。また、職員が仕事と家庭の両立を図りながら、目標を持ってキャリアアップを目指せるよう、働きやすい環境づくりを推進します。</p> <p>●女性キャリア研修等の情報提供と参加促進</p> <p>●特定事業主行動計画の推進（女性職員の活躍推進）</p>	総務課

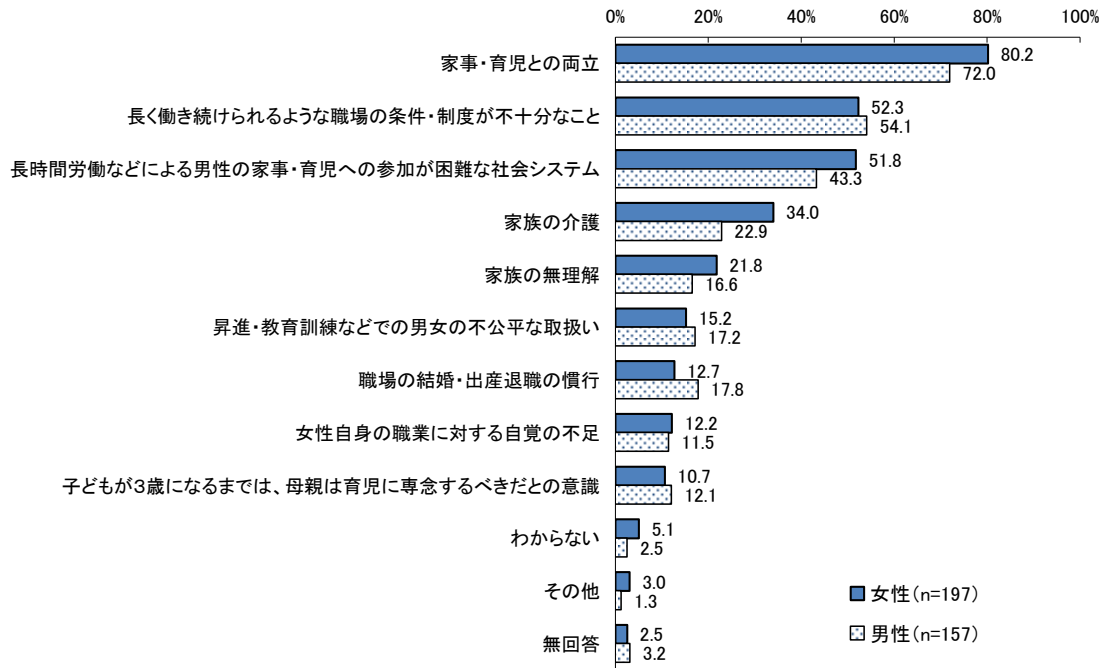
【現状と課題】

- ◆ ワーク・ライフ・バランスの推進は、住民一人ひとりのやりがい・充実感を高めることや、企業における生産性の向上の観点はもとより、女性や高齢者等の多様な人材の活躍につながり、社会全体の持続可能性を高める上でも極めて重要です。その実現には、性別に関わらず働きやすい就業環境の整備や、仕事と家庭の両立に向けた保育・介護サービス等の支援が不可欠です。
- ◆ 女性の雇用について、かつて女性の労働力率は全国的に、子育て世代である20歳代後半から30歳代前半を底とする「M字カーブ」を描いていたことが知られていました。現在は解消に向かいつつあり、三芳町においても、経年で見ると同様の傾向が見られます。しかし、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」の問題や男女間の賃金格差等が課題となっています。
- ◆ 住民意識調査では、家庭生活（家事・子育て・介護等）を積極的に行うために必要なことについて、男女ともに「企業等が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」との回答が特に多くなっています。

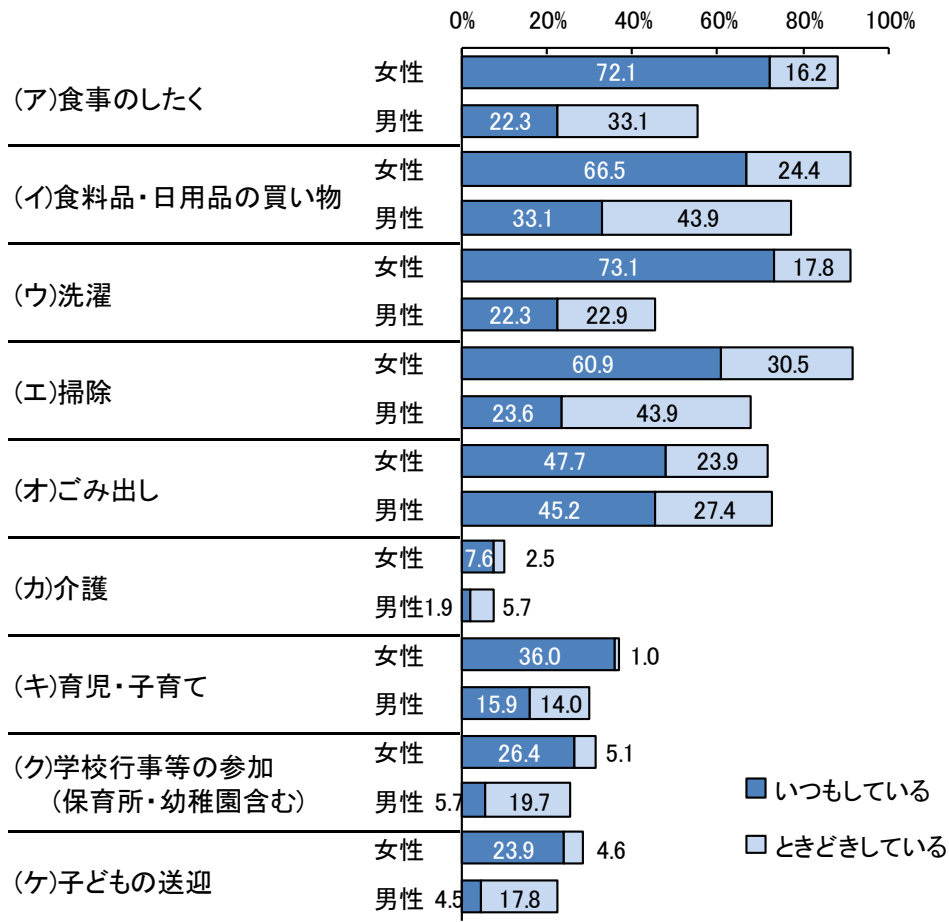
また、女性が働き続けるうえでの障害として「家事・育児との両立」「長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分」「長時間労働などによる男性の家事・育児への参加が困難な社会システム」などがあげられており、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が求められています。

一方で、家庭生活（家事・子育て・介護等）の役割分担については、前回調査より改善が見られるものの、すべての項目において、男性より女性が携わる割合が高く、依然として家庭内での役割分担については、女性に偏りがある状況となっています。
- ◆ 女性が働きやすい環境は、すべての人が働きやすい環境へとつながることから、労働者や企業・事業者に向けた雇用環境や両立支援に関する啓発、女性の就労支援を行うことで、住民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。併せて、男性の育児休業取得の促進や子育て・介護に関する支援等の取組を行うことで、男性の具体的な行動変容を促し、男性の家事・子育て・介護への参画を推進します。

図表 4-2-2 女性が長く働き続けることを困難にしている理由【性別】



図表 4-2-3 家事・子育て・介護等の役割分担【性別】



■主要施策① 誰もが働きやすい環境づくりの促進

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
12	労働者・事業者に向けた情報提供や周知	<p>労働者・町内事業者が労働基準法や男女雇用機会均等法などの労働に関連する法制度等について、正しい理解を得ることができるよう、情報提供を通じて、誰もが働きやすい環境づくりを積極的に推進します。</p> <p>●労働に関する各種法律・制度等の周知 ●県や商工会等、労働関係機関等との連携による意識啓発や情報提供 ●仕事と家庭の両立支援制度の周知 ●町内事業所への情報提供</p>	総務課 観光産業課
13	各種ハラスメントの防止	<p>セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、すべての人が安心して働くことができる環境づくりを推進します。</p> <p>●ハラスメントに対する各種相談窓口の周知 ●三芳町コンプライアンス条例に基づく取組の推進</p>	総務課
14	多様な働き方の普及啓発	<p>仕事と家庭を両立しやすいテレワーク等の多様な働き方について、情報発信や啓発により普及を図ります。</p> <p>●埼玉県多様な働き方実践企業認定に関する情報提供</p>	総務課 観光産業課
15	女性の就労・再就職支援	<p>出産や子育てなどのために一時的に就労を中断した女性の就労・再就職を支援するため、各種講座の開催、情報提供を行います。</p> <p>●埼玉県女性キャリアセンターと連携したセミナーや企業説明会・相談会の開催 ●With You さいたま等で開催される学習会、講演会等の情報提供</p>	総務課 観光産業課
16	農業分野における男女共同参画の推進	<p>町内の農業者団体に対し、女性の新規就農の促進や団体への参画について、冊子やリーフレットを活用して啓発・情報提供を行います。また、必要に応じて、家族経営で農業を営む農家に対し、家族経営協定の周知と締結に向けた支援を行います。</p> <p>●家族経営協定に関する情報提供と締結の促進 ●女性の新規就農や参画促進に向けた意識啓発</p>	観光産業課

■主要施策② 仕事と家庭生活の両立支援

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
17	子育て支援サービスの充実	<p>保護者の多様なニーズに対応するため、「三芳町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、一時保育や延長保育、病児・病後児保育など弾力的できめ細かな保育サービスの充実を図るとともに、総合的な子育て支援事業を推進します。</p> <p>●三芳町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービス・子育て支援の推進</p>	こども支援課
18	介護サービスの充実	<p>介護者の負担軽減や仕事との両立に向けて「三芳町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、高齢者の生活や介護者を支援するためのサービスを推進します。また、家族介護者への支援を推進します。</p> <p>●三芳町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく適切なサービスの利用促進 ●家族介護者への支援（介護者交流会・介護教室） ●地域でケアラーを支える仕組みの推進</p>	健康増進課
19	男性の積極的な家事・子育て・介護への参加促進	<p>男性の積極的な家事・子育て・介護への参加に向けて、子育て・介護等の各種講座への男性参加者の拡大に努めます。</p> <p>●男性に対する家事・育児・介護参加の啓発 ●庁内における男性の育児休業取得促進 ●両親学級や離乳食教室への男性の参加促進 ●父親向け子育て講座の企画・運営（パパズ絵本ライブ等） ●男性のための料理講習会の開催 ●男性介護者への支援</p>	総務課 健康増進課 こども支援課

〈推進指標〉

指標	町の現状値 (令和4年度)	町の目標 (令和13年度)
各種審議会等の女性委員の割合の増加	31.4%	35%
管理的地位(主幹級以上)に占める女性職員の割合の増加	23.3%	30%以上

基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり

(仮称) 三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

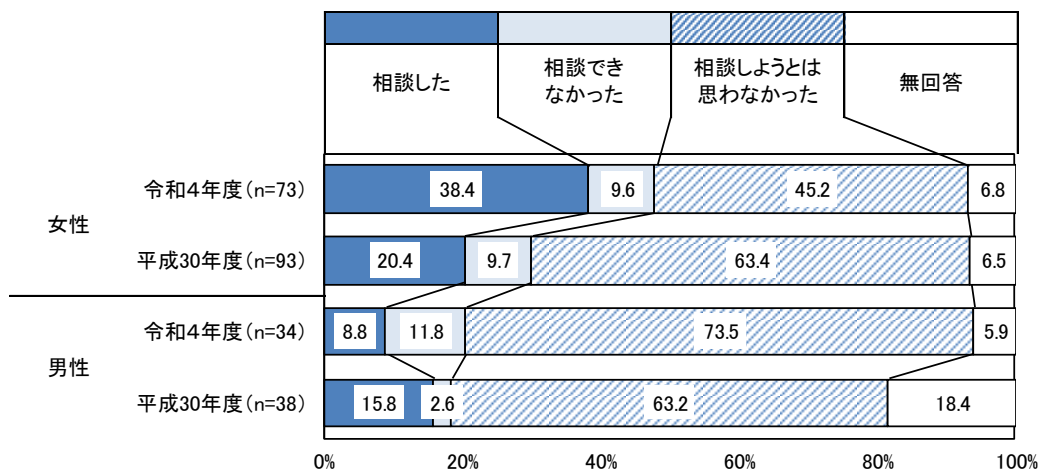
主要課題1 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

三芳町DV防止基本計画

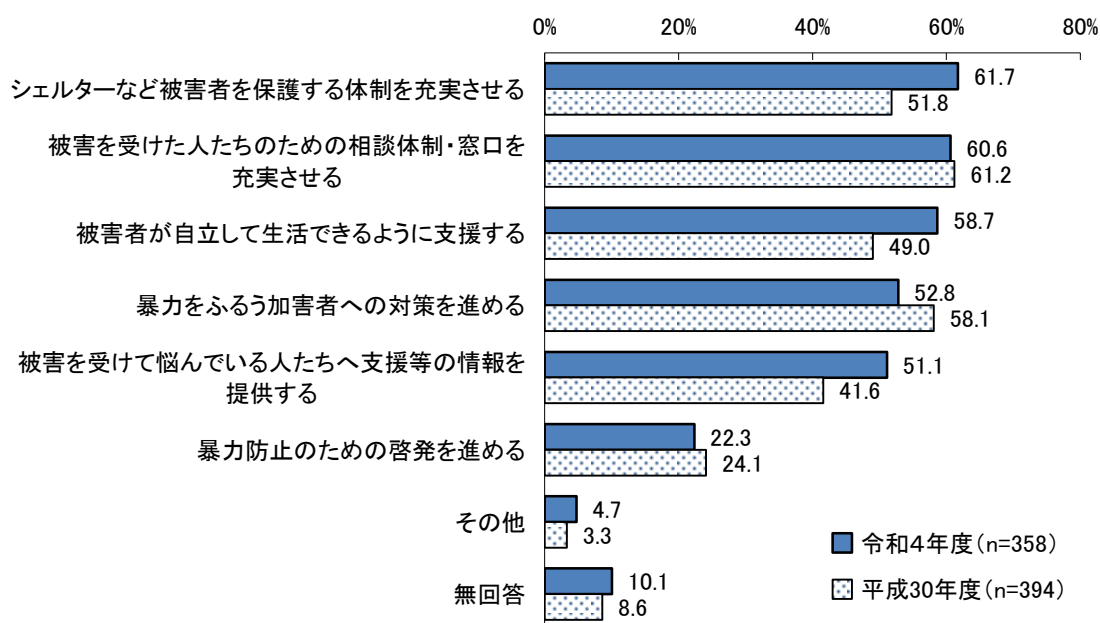
【現状と課題】

- ◆ DVとは、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある人（または親密な関係にあった人）からの暴力のことを言います。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、暴言などの精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、仕事を無理やり辞めさせる・生活費を渡さないなどの経済的暴力などもDVに含まれます。
- ◆ 住民意識調査では、配偶者や親密な関係にある人からの暴力（DV）について、「暴言・大声でどなる」「何を言っても、長時間の無視」「大切にしているものを故意にこわす」「危害の不安・恐怖を感じるようなおどし」などの精神的暴力が身体的暴力よりも『あった（「何度もあった」や「1・2度あった」の合計）』と回答した人が多い傾向にあります。また、すべての項目で男性の被害経験の割合を女性が上回っています。
 - 一方で、そうした被害について誰かに「相談した」割合は、女性で4割近いのに対し、男性では1割未満となっています。
 - DVの被害者に対し必要な取組については、前回調査に比べ「シェルターなど被害者の保護体制の充実」「被害者の自立生活への支援」「被害者への支援等の情報提供」などで回答の割合が増加しています。

図表 4-3-1 DVと考えられる行為を受けた際の相談状況【性別／経年比較】



図表 4-3-2 DVの被害者に対し必要な取組【性別／経年比較】



- ◆ あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題の一つです。女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など、男女がおかれている立場に起因する実態があり、子どもの面前で行われるDVは精神的虐待にあたるなど、児童虐待とも密接な関わりがあります。
- ◆ DVのほか、若年層で被害に遭いやすいデートDVや性被害・性犯罪については、近年では、男性や児童生徒が被害に遭う事件も増えています。また、性別に関わらず加害・被害の可能性がある各種のハラスメント等、あらゆる暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものです。
- ◆ あらゆる暴力を未然に防止し、問題が潜在化することのないよう、一人ひとりの認識を深める啓発や情報提供を行うほか、国や県及び民間団体等の多様な相談窓口の周知により被害者が相談しやすい体制を整備する必要があります。実際に被害者から相談があった際には、安全の確保と支援のため、関係機関や庁内で連携して対応することが重要です。

■主要施策1 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
20	あらゆる暴力を防止するための意識啓発と情報発信の強化	<p>DVをはじめ、性犯罪・性暴力、各種ハラスメント等あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、広報紙や展示など多様な媒体や機会を捉え、積極的な啓発活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●暴力防止に向けた意識啓発・情報発信 ●県との連携による「女性に対する暴力をなくす運動」の推進 	総務課
21	若年層に向けた意識啓発と情報発信の強化	<p>デートDVはじめ、若年層が被害に遭いやすい性犯罪・性暴力の防止に向け、積極的な意識啓発や情報発信を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●20歳のつどい参加者への啓発活動 ●「若年層の性暴力被害予防月間」における情報発信 ●いじめ・暴力・差別を許さない人権教育の推進 	総務課 学校教育課

■主要施策2 DV被害者の保護と自立に向けた支援

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
22	相談しやすい体制の整備	<p>DV被害者が早期に相談を行い、適切な支援が受けられるよう、各種相談の実施と、相談窓口に関する情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性相談の充実 ●各種相談の実施 ●国・県を含む相談窓口の周知・情報発信 	総務課 こども支援課 福祉課 教育センター 健康増進課
23	関連機関と連携した安全確保・支援体制の充実	<p>DV被害者に関する様々な問題に組織的に対応するため、庁内の各分野の課や職員が連携できるよう、連絡会議を開催します。また、職員の対応力向上のために研修を行います。</p> <p>被害者の適切な保護と安全確保に向けて、警察をはじめとする関係機関との連携強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●DV対策庁内連絡会議（年1回以上） ●DV対策研修（年1回以上） ●関係機関との連携強化 	総務課 関係各課
24	被害者の自立に向けた支援の充実	<p>DV被害者の自立に向けて、関係機関・関係各課との連携により、各種申請手続きを適切に行うことができるよう支援します。</p> <p>必要に応じて、DV被害者が同伴する児童生徒の就園・就学の手続き等への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人情報の適切な取扱いの徹底 ●被害者等の各種手続きに関する支援 	総務課 関係各課

【現状と課題】

- ◆ 災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障がいの有無など様々な社会的状況によって影響が異なる状況から、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。
- ◆ 東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いに対して配慮が十分でなかったといった課題が生じました。そうした課題を受け、国においては、令和2年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が公表されています。
- ◆ 防犯・交通安全に関して、女性の被害が多い振り込め詐欺や不審者への子どもへの声かけ事案の認知件数が増加傾向にあり、ひったくりや強制わいせつなど女性を狙った犯罪も発生しています。そのため、町では住民との協働で、自主防犯団体や三芳町民青色防犯パトロール隊（通称：青パト隊）による防犯活動や安全安心マップ等展開しています。
- ◆ 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を一層推進するとともに、女性の視点を活かしながら、地域防災計画に基づく地域の防災力の向上に努めます。合わせて、子どもから高齢者まで地域で安心して生活できる安全安心な地域づくりを推進します。

■主要施策① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯のまちづくり

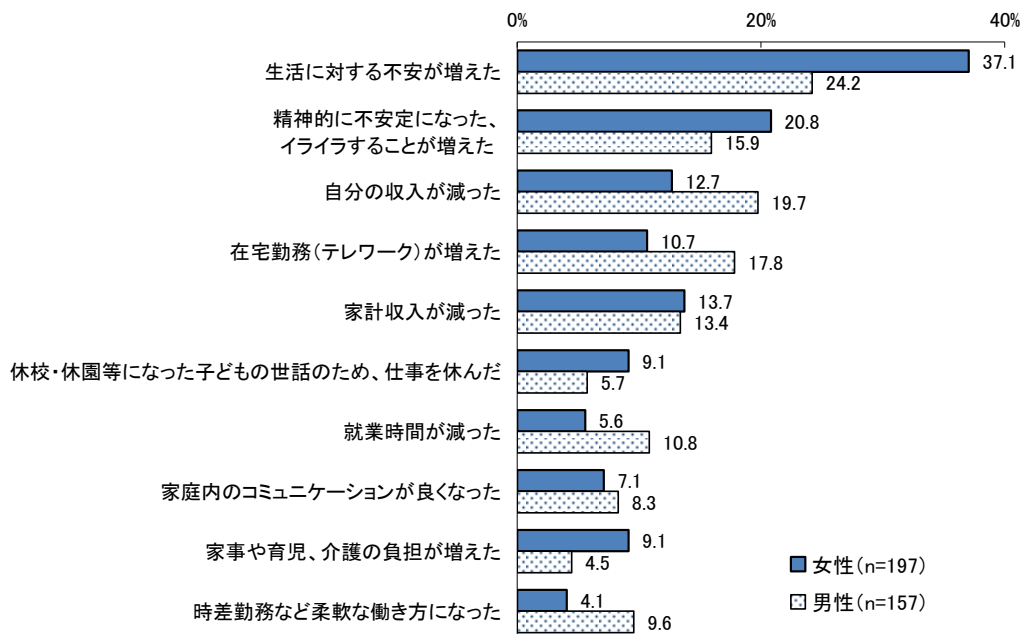
取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
25	男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進	<p>地域防災力の向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。</p> <p>また、女性消防団員の活動を支援するとともに、自主防災組織の育成支援に努めます。</p> <p>各避難所の運営にあたっては、男女双方の視点に配慮します。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●地域防災検討委員への女性の参画促進 ●女性消防団員の活動支援 ●自主防災組織の育成支援 ●避難所運営や防災訓練への女性の参画の促進 	自治安心課
26	男女共同参画の視点に立った防犯・安全対策の推進	<p>子どもや女性、高齢者まで安心して生活できるよう、行政連絡区や防犯推進委員など地域防犯リーダー、青色防犯パトロール（青パト）の運行など、地域との協働による防犯対策を推進します。</p> <p>特殊詐欺の未然防止の周知にあたっては、被害傾向の性差などにも配慮した工夫をするなど、効果的な啓発に努めます。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●地域防犯リーダーの育成と女性の参画促進 ●特殊詐欺の未然防止に関する意識啓発 	自治安心課

主要課題3 誰もが安心して健康に暮らせる支援体制の推進

【現状と課題】

- ◆ 全国的に、男女の雇用形態や出産・子育てを経た就労継続の差等を背景として、女性は男性より貧困等の生活上の困難に陥りやすいとされています。特に子どもを養育することが多い女性のひとり親世帯の就労収入は低い傾向にあり、ひとり親世帯の子どもの貧困率は約5割となっています。
- ◆ 加えて、新型コロナウイルス感染症拡大は、女性に非正規労働者が多いことや、依然として固定的な性別役割分担が残っていることを背景に、特に女性の就業や生活へ大きな影響を与えたと言われています。
- ◆ 住民意識調査において、新型コロナウイルス感染症による仕事や生活への影響をたずねたところ、4割近くの女性が「生活に対する不安が増えた」と回答しています。また、30・40歳代の子育て世代で「精神的に不安定になった、イライラすることが増えた」や「休校・休園等になった子どもの世話のため、仕事を休んだ」等の回答が多いなど、影響の大きさがうかがえます。

図表 4-3-3 新型コロナウイルス感染症の影響(上位10項目)【性別】



- ◆ ひとり親世帯や生活困窮、外国にルーツを持っていること、障がい、高齢であることなど複合的な社会的困難を抱えている方の支援については十分な配慮が重要です。

- ◆ 男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現に欠かせません。男性と女性では、それぞれ異なる身体的特性があり、互いの性に関して正しい知識を身に付けることが大切です。特に女性については妊娠・出産など、生涯を通じて男性と異なる健康の問題に直面することもあることから、そのライフステージに合わせた健康教育・健康支援が必要となっています。
- ◆ 生涯を通じた健康の保持・増進に向けて、男女双方のライフステージや性差に応じた健康づくり・保健事業を推進します。

■主要施策① すべての人が安心して暮らし続けるための支援

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
27	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、経済的支援や就労に向けた支援を行います。 ●(特別)児童扶養手当・医療費支給等による経済的支援 ●職業訓練給付金等の支給による就労支援	こども支援課 福祉課
28	生活に困難を抱える人や子どもの貧困への支援	様々な事情により生活に困難を抱える人(生活困窮者)一人ひとりに寄り添い、自立に向けた支援を行います。 ●こども食堂やフードバンクの運営支援 ●フードドライブの実施	福祉課 教育センター こども支援課 環境課
29	外国籍住民への支援	外国籍住民や外国にルーツのある子どもたちが暮らしやすいまちづくりに向けて、生活相談や多言語・やさしい日本語による情報提供、ボランティアやNPOとの協働により日本語学習支援を行います。 ●外国人生活相談の実施 ●日本語学習教室への支援	総務課 公民館
30	高齢者の地域生活への支援	高齢の方が住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って暮らし続けることができるよう、介護予防・高齢者の健康づくりや地域包括支援センターの周知により相談しやすい体制を推進します。 ●住民主体の通いの場への参加促進 ●地域包括支援センターの周知	健康増進課
31	障がいのある人の地域生活への支援	関係機関等と連携を図りながら、障がいのある方やその家族など介護者の相談に応じ、必要な支援や情報提供を行うことにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。 ●福祉相談窓口の周知と相談への対応 ●三芳町障がい者就労支援センターの周知	福祉課

■主要施策② 生涯を通じた健康への支援

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
32	妊娠期からの切れ目のない支援	<p>保護者が妊娠・出産・子育ての不安を一人で抱えることがないように、ワンストップの相談機関として相談に応じるほか、必要に応じて医療・福祉などの関係機関と連携した個別プランの作成を行います。</p> <p>また、不妊・不育症の検査費用の一部助成を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。</p>	健康増進課 こども支援課
		<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世代包括支援センター（こども家庭センター）におけるワンストップ相談対応 ●産後ケア事業の推進 ●早期不妊・不育症検査費助成の実施 	
33	ライフステージや性差に配慮した健康支援	<p>健康教育や健康相談等の機会を通じて、男女双方のライフサイクルに合わせた健康づくりの支援を行います。</p> <p>健康診査を受ける機会の少ない子育て中の女性のために健診を行うとともに、性差に応じたがん検診の実施や受診推奨を含めた情報発信を行います。</p>	健康増進課 総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性向けの健診や健康教育の実施（ママのための健康診断、骨粗しょう症予防のための健康教育等） ●性差に応じたがん検診等の実施と受診勧奨 ●リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発 	

〈推進指標〉

指標	町の現状値 (令和4年度)	町の目標 (令和13年度)
暴力について相談した人の割合の増加	女性 38.4% 男性 8.8%	50% 15%
女性特有のがん検診受診率の向上	子宮頸がん 15.0% 乳がん 13.8% (令和3年度)	60%
65歳健康寿命	女性 20.97年 男性 18.23年 (令和3年度)	延伸

第5章 プランの推進

1. プランの推進体制

(1) 三芳町男女共同参画等推進会議

性別にかかわらず、誰もが家庭・学校・職場、地域における生活において個性を活かし、能力を十分に発揮できるまちづくりを進めるため、三芳町男女共同参画等推進会議を設置しています。男女共同参画や女性の活躍推進等に関する有識者や一般公募の住民、庁内の担当課長等により構成する推進会議において、男女共同参画推進施策への意見や提言を求めるとともに、協働により男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

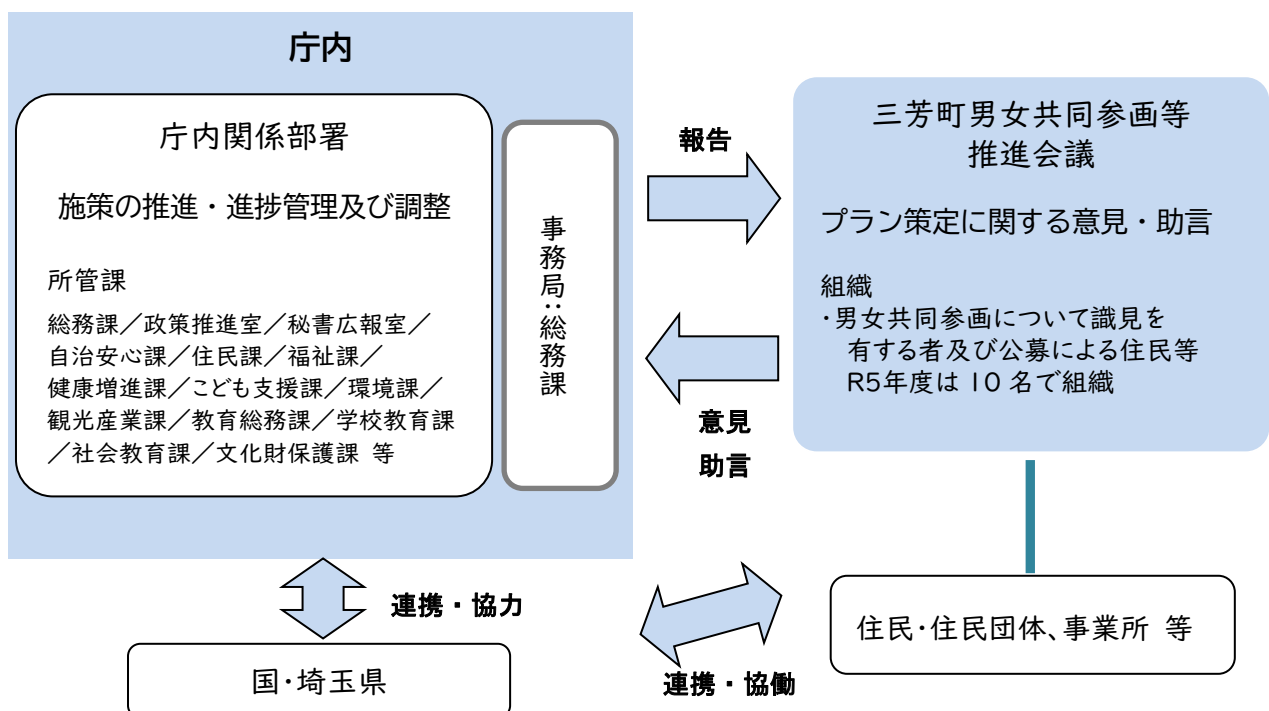
(2) 男女共同参画庁内連絡会議

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、労働、人権、子育て、福祉、教育など町政のあらゆる分野にわたります。本計画の推進にあたっては、施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に設置している男女共同参画庁内連絡会議を必要に応じて開催します。

(3) 国・県等の行政機関との連携

男女共同参画に関する取組の一層の推進を図るため、国・埼玉県の計画、方針等についての積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら本プランへ反映させます。

また、国・県の行政機関や関連自治体との協力・連携を強化して、広域的な取組が必要な課題等の解決に努めます。



2. プランの周知と進行管理

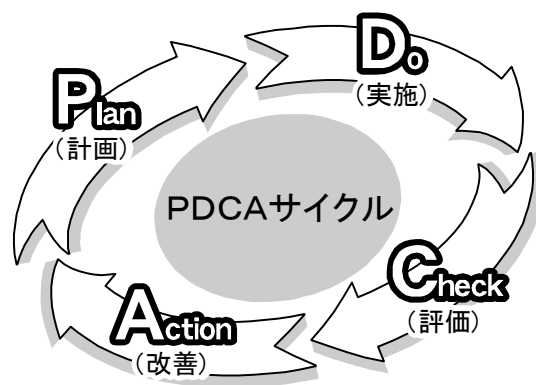
(1) プランの周知

本プランは、町の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、その取組や関連事業について広く周知を図ります。

性別や年代を問わず、あらゆる層に必要な情報が届くよう、総合的な情報発信を行い、男女共同参画・ジェンダー平等意識の普及啓発に努めます。

(2) プランの進行管理

本プランに定める事項については、担当課による事業の進捗状況と施策の効果等を定期的に検証、評価を行います。PDCAサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図ります。



Plan(計画)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do(実行)	計画に基づき活動を実行する
Check(評価)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察・学習する
Act(改善)	考察に基づき、計画の目標、活動等の見直しを行う